

会議録第 33 号 (15 の 33)

五戸町議会第 33 回定例会会議録

平成 27 年 9 月 10 日

招 集

五戸町議会議事務局

五戸町議会第33回定例会会議録

目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1
議員提出議案件名	1
陳情件名	2

□9月10日（木曜日）第1号

招集告示	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
応招議員	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会宣告・開議	5
諸般の報告の朗読省略	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第78号まで一括議題	5
提案理由説明（町長 三浦正名君）	5
陳情第7号から陳情第9号まで一括議題	12
委員会付託	12
休会期間の決定	12
散会	13

□9月14日（月曜日）第2号

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15

出席議員	1 5
欠席議員	1 5
事務局出席職員氏名	1 5
説明のため出席した者の職氏名	1 5
開議	1 7
諸般の報告の朗読省略	1 7
一般質問	
◎根森隆雄君（一括）(1)ひとり親児童・生徒への援助について (2)農業振興につ	
いて	1 7
答弁（町長 三浦正名君）	1 8
○根森隆雄君（再質問）(1)ひとり親児童・生徒への援助について (2)農業振興に	
ついて	2 0
答弁（町長 三浦正名君）	2 0
同じ（農林課長 畑山敦夫君）	2 1
○根森隆雄君（再質問）(1)ひとり親児童・生徒への援助について (2)農業振興に	
ついて	2 2
◎川村浩昭君（一問一答）(1)株式会社倉石地域振興公社について	2 2
答弁（町長 三浦正名君）	2 3
○川村浩昭君（再質問）	2 4
休憩・開議	2 4
答弁（町長 三浦正名君）	2 4
○川村浩昭君（再質問）	2 6
答弁（町長 三浦正名君）	2 7
○川村浩昭君（再質問）	2 8
答弁（町長 三浦正名君）	2 9
○川村浩昭君（再質問）	2 9
◎高山浩司君（一問一答）(1)農業政策について (2)中学校の部活動について	3 0
答弁（町長 三浦正名君）	3 2
同じ（教育長 高橋正之君）	3 5
○高山浩司君（再質問）(1)農業政策について	3 6

答弁（総務課長 佐々木万悦君）	4 8
○尾形裕之君（再質問）(2)委託バスとコミュニティバスについて	4 8
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	4 9
○尾形裕之君（再質問）(2)委託バスとコミュニティバスについて	4 9
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	4 9
○尾形裕之君（再質問）(2)委託バスとコミュニティバスについて	4 9
答弁（企画振興課長 小村一弘君）	4 9
○尾形裕之君（再質問）(2)委託バスとコミュニティバスについて	5 0
答弁（総務課長 佐々木万悦君）	5 0
○尾形裕之君（再質問）(3)公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律について	5 0
答弁（町長 三浦正名君）	5 0
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 1
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 1
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 2
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 2
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 3
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 3
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 3
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 3
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 4
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 4
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 4
答弁（総合病院長 蝦名宣男君）	5 4
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 4
答弁（総合病院事務局長 服部 勤君）	5 4
○尾形裕之君（再質問）(4)五戸総合病院の改善について	5 4
一般質問終結	5 4
散会	5 5

□ 9月15日（火曜日）第3号

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
事務局出席職員氏名	5 7
説明のため出席した者の職氏名	5 8
開議	5 9
諸般の報告の朗読省略	5 9
報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第76号まで一括議題	5 9
質疑・答弁	5 9
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	6 9
採決（原案可決）	6 9
議案第77号及び議案第78号一括議題	6 9
質疑（なし）	6 9
決算特別委員会の設置について	6 9
委員会付託	7 0
決算特別委員会の口頭招集	7 0
散会	7 0

□ 9月16日（水曜日）第4号

議事日程	7 1
本日の会議に付した事件	7 1
出席議員	7 1
欠席議員	7 2
事務局出席職員氏名	7 2
説明のため出席した者の職氏名	7 2
開議	7 3
諸般の報告の朗読省略	7 3
議案第77号及び議案第78号一括議題	7 3

委員長報告（決算特別委員長 高山浩司君）	7 3
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし）	7 3
採決（認定）	7 3
議案第 7 9 号議題	7 4
提案理由説明省略	7 4
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 4
採決（同意）	7 5
議会案第 8 0 号議題	7 5
提案理由説明省略	7 5
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 5
採決（同意）	7 6
陳情第 3 号並びに陳情第 7 号及び陳情第 9 号一括議題	7 6
委員長報告（総務常任委員長 大久保 均君）	7 6
委員長報告（経済常任委員長 沢田良一君）	7 7
休憩・開議	7 7
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし）	7 7
採決（陳情第 7 号及び陳情第 9 号一括 採択）	7 8
起立採決（陳情第 3 号 原案否決）	7 8
議会案第 3 号議題	7 8
提案理由説明（大久保 均君）	7 8
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	8 0
採決（原案可決）	8 0
意見書提出議長一任	8 0
議会案第 4 号議題	8 1
提案理由説明（根森隆雄君）	8 1
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	8 2
採決（原案可決）	8 3
意見書提出議長一任	8 3
町長挨拶	8 3
閉会宣告	8 4

署名	8 5
----------	-----

巻末掲載

第32回臨時会閉会（8月4日）以後の諸般の報告（60）	8 7
平成27年9月10日以後の諸般の報告（61）	9 2
議案付託表	9 4
陳情文書表	9 5
陳情審査報告書	9 6
平成27年9月14日以後の諸般の報告（62）	9 8
委員会審査報告書	9 9
閉会中の継続審査申出書	1 0 0

五戸町議会第33回定例会会議録

平成27年9月10日 開会

平成27年9月16日 閉会

○ 町長提出議案件名

報告第2号 平成26年度青森県新産業都市建設事業団の決算について

報告第3号 平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

報告第4号 平成26年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について

議案第71号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

議案第72号 五戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第73号 五戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第74号 平成27年度五戸町一般会計補正予算（第3号）

議案第75号 平成27年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度五戸町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成26年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成26年度五戸町病院事業会計決算認定について

(以上11件9月10日提出)

議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(以上2件9月16日提出)

○ 議員提出議案件名

議会案第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書案

議会案第4号 政府による米価対策を求める意見書案

(以上2件9月16日提出)

○ 陳情件名

陳情第 7 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

陳情第 8 号 T P P 日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回
を求める陳情

陳情第 9 号 米価暴落対策の意見書を求める陳情

(以上 3 件 9 月 1 0 日委員会付託)

五戸町議会第33回定例会会議録

第1号

五戸町告示第90号

五戸町議会第33回定例会を平成27年9月10日五戸町役場議場に招集する。

平成27年8月25日

五戸町長 三浦正名

議 事 日 程 第 1 号

平成27年9月10日（木曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第78号まで

(町長提出、提案理由説明)

第 4 陳情第7号から陳情第9号まで

(委員会付託)

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第78号まで

(町長提出、提案理由説明)

日程第 4 陳情7号から陳情第9号まで

(委員会付託)

○ 応招議員 17名

○ 出席議員 16名

議 長	和田寛司君	副議長	大沢博君
3 番	大久保均君	4 番	高山浩司君
5 番	根森隆雄君	8 番	若宮佳一君
9 番	尾形裕之君	10番	松山泰治君
11番	川村浩昭君	12番	沢田良一君

1 3 番	古 田 陸 夫 君	1 4 番	三 浦 專 治 郎 君
1 5 番	中 川 原 賢 治 君	1 6 番	中 里 公 志 郎 君
1 7 番	柏 田 雅 俊 君	1 8 番	三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 1名

6 番 鈴 木 繁 盛 君

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 中 川 原 光 亮 君 調 査 班 長 櫻 井 篤 史 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 浦 正 名 君	副 町 長	鳥 谷 部 禮 三 郎 君
総 務 課 長	佐 々 木 万 悦 君	企 画 振 興 課 長	小 村 一 弘 君
税 務 課 長	金 子 尚 弘 君	福 祉 保 健 課 長	鈴 木 裕 之 君
住 民 課 長	酒 井 正 志 君	農 林 課 長	畑 山 敦 夫 君
建 設 課 長	山 下 淳 君	会 計 管 理 者	平 野 泰 雄 君
総合病院事務局長	服 部 勤 君		
教 育 委 員 会			
委 員 長	高 村 國 昭 君	教 育 長	高 橋 正 之 君
教 育 課 長	佐 々 木 啓 君		
農 業 委 員 会			
会 長	三 浦 房 雄 君	事 務 局 長	齊 藤 武 美 君
選挙管理委員会			
委 員 長	金 澤 孝 吉 君		
代 表 監 査 委 員	中 川 原 美 智 子 君		

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第33回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（60） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において鈴木繁盛議員、若宮住一議員及び尾形裕之議員を指名いたします。

○議長（和田寛司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの7日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの7日間と決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第3「報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第78号まで」の11件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 本日ここに、五戸町議会第33回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

今定例会は、平成26年度の一般会計初め各会計の決算認定について御審議をいただくことが主なるものでありますが、そのほか補正予算案など各般にわたる議案等、合わせて11件を提案しております。

提出議案の説明に入る前に、町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

始めに、農作物の作柄状況であります。今年の気象は、春先から気温が高めに推移し、6月下旬から7月上旬の一時期は平年より低めの期間もありましたが、これまでは、ほぼ天候に恵まれており、大きな自然災害などにも見舞われることもなく、農作物の生育は、順調に進んでいるところであります。

主要農作物の状況であります。水稲につきましては、春先の少雨で水不足も心配されましたが大きな影響もなく、8月10日現在の出穂状況は100パーセントで、平年に比べて14ポイント高くなっており、出穂終わりは8月7日で、平年に比べ6日早い状況となっております。

今後も平年並みに気温が推移し登熟が進めば、稲刈りの適期が早まると予想されております。

なお、東北農政局青森地域センター発表の作柄概況は、8月15日現在、県全体で「やや良」、地区別での南部・下北地区の作柄も「やや良」と見込まれております。

また、今年の米の需給につきましては、全国的に飼料用米への転作が大きく進んでおり、主食用米の作付面積が目標を下回り生産量が減少する見通しとなったことから、「需給は、引き締め基調にある」と言われており、米価の上昇を期待しているところであります。

ながいもにつきましては、つるや側枝の伸長などの地上部及び地下部とも、平年を上回る生育状況となっております。

りんごにつきましては、春から生育が早めに推移し、各品種とも肥大は平年を大幅に上回っており、収穫量も平年を上回ることが期待されております。なお、園地によっては着果量が多いところもあり、関係機関では、適正な着果量とするよう樹上選果の徹底を呼び掛けているところです。

商工関係では、町村民の生活応援・地元消費拡大と活性化を目的として7月11日に販売しておりました「五戸町・新郷村共通商品券」は、おかげさまをもちまして8月末に2万セットが完売となりました。

毎年天候不良が心配されながらの開催となる、ごのへ夏まつりは来場者約8,000人の観客で大賑わいとなりました。

また、今年の五戸まつりは、山車の大きさの規制や交通規制情報等の案内係を各所に配置し、観客人に安全に楽しめるように配慮しました。最終日後半は雨に見舞われましたが、事故無く盛況に終了しました。

次に病院事業であります。五戸町では、平成21年3月31日付けで、総務省自治財政局長通知の「公立病院改革ガイドライン」を基に、「五戸総合病院改革プラン」を策定し、病院事業を実施してまいりました。この「五戸総合病院改革プラン」は、平成25年度で5カ年の取り組みは終了し、目標となるべき数値がなくなりました。そこで、前年度の実績を少しでも上回るように、経営改善推進会議などで協議をし、経営健全化に努めてきたところでございます。

このような中で、平成26年度診療報酬改定で国が進めています、「病院完結型」から「地域完結型」への対応と、収益増を目指して、新たに2つの改善策を講じました。

1つ目は、平成26年4月より地域医療連携室を設置し、地域の医療機関や社会福祉施設との連携強化、患者及び家族からの医療相談、退院支援、在宅医療支援などの業務を行うために職員を配置し、患者のサービスの充実に努めてきました。

2つ目は、平成27年1月より地域包括ケア病床23床を国の許可を受け新設いたしました。急性期治療を終了した患者が早期に在宅復帰できるように、リハビリを中心とした退院支援への治療を行うとともに、収益アップに努めてまいりました。

しかしながら、その本来の機能を十分生かすことができず、入院・外来とも患者数が減少し収益が減になり、大変厳しい経営状況となりました。

そこで、新たに講じた2つの改善策について、問題点を洗い出し、また検証をしっかりと行い、これからの高齢化社会に伴う医療需要が高まる中で、多様化する地域のニーズに応えるため、他の医療機関や社会福祉施設等との連携を更に強化し、自治体病院本来の役割と機能を果たして行かなければならないものと考えております。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

報告第2号は、平成26年度青森県新産業都市建設事業団の決算について報告するものであります。

報告第3号は、平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率を監査委員の意見書を付して報告するものであります。

報告第4号は、平成26年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率を監査委員の意見書を付して報告するものであります。

議案第71号は、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更

係る協議についてであります。

八戸北インター工業用地の取得及び造成事業に係る財政計画等を変更するため、事業計画の一部変更について協議するものであります。

議案第72号五戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案と議案第73号五戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第74号は、平成27年度五戸町一般会計補正予算案であります。

歳入歳出それぞれ4億3,099万6千円を追加し、その結果、予算総額は94億4,752万3千円となるものであります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、株式会社倉石地域振興公社出資金1,000万円等を追加するものであります。

4款衛生費では、病院事業会計負担金2億6,073万6千円等を追加するものであります。

8款土木費では、町道維持・舗装修繕工事費2千万円、ひばり野公園駐車場拡張工事費5,754万8千円等を追加するものであります。

これらの財源は、地方交付税、国庫補助金、繰入金及び町債等を充当するものであります。

議案第75号は、平成27年度五戸町介護保険特別会計補正予算案であります。

歳入歳出それぞれ657万円を追加し、その結果、予算総額は21億7,826万9千円となるものであります。

地域密着型介護予防サービス給付費196万5千円等を追加するもので、繰入金等を充当するものであります。

議案第76号は、平成27年度五戸町病院事業会計補正予算案であります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入は病院医業収益3,665万6千円を減額、病院医業外収益2億867万6千円、特別利益718万6千円を追加し、総額を1億7,920万6千円増の28億8,472万5千円といたしました。

支出は、病院医業費用374万1千円、特別損失278万9千円を追加し、総額を653万円増の28億7,403万2千円といたしました。

支出の内訳ですが、病院医業費用追加の主なものとしては、施設内機械修繕費230万円、CT撤去費用54万円、白衣賃貸借料52万9千円など経費を追加したものであります。また、特別損失は、過年度分診療報酬査定減による278万9千円でございます。

資本的収入及び支出では、収入は企業債430万円、出資金3,076万4千円を追加し総額を2億8,722万9千円とし、支出は建設改良費383万8千円を追加して総額を4億6,885万8千円とするもので、収支差引き不足する額1億8,162万9千円は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、収入のうち2億6,073万6千円は、一般会計からの繰入金であります。

議案第77号は、平成26年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成26年度における当町の一般会計の決算状況は、歳入合計で前年度比11.4%の減、歳出合計で前年度比12.1%の減となり、財政調整基金に2億5,641万6千円の予算積立をすることができました。

しかしながら、地方交付税は前年度と比較して1億3,516万4千円の減額となったほか、公立学校施設整備費と地域の元気臨時交付金終了により、国庫支出金は前年度と比較して7億2,202万円の減額、再生可能エネルギー等導入事業補助金と強い農業づくり事業交付金の終了により、県支出金は前年度と比較して4億3,699万円の減額となりました。

また、五戸小学校改築事業の完了、公営住宅建設事業により、町債が前年度と比較して5億4,390万円の減額となりました。実質公債費比率は着実に改善してきておりますが、今後も財政運営の健全性を図るためには新たな起債を抑えつつ、交付税算入率の高い地方債を利用していく必要があります。

また、合併後の集中改革プラン等行財政改革の効果が表われて、財政状況は改善しておりますが、国の経済状況や社会状況の変化を捉えながら、予算執行にあたっては、引き続き自主税源の確保を図り、事務・事業の内容を吟味し、経費支出の効率化に努めてまいります。

平成26年度に計画した諸事業は、ほぼ予定どおり施行することができました。これもひとえに議員諸賢をはじめ、町民各位の格別な御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

各会計の歳入歳出の内容は、配布しております決算書のとおりでありまして、一般会計及び特別会計を含めた9会計の決算総額は、歳入が162億323万1,814円、歳出が156億5,683万5,735円となり、差し引き残額は5億4,639万6,079円であります。

続いて、会計別の決算の概要を御説明いたします。

まず、一般会計であります。

歳入決算額は101億1,894万6,946円、歳出決算額は98億1,335万5,157円となり、歳入歳出

差し引き 3 億559万1,789円の剰余金が生じました。

このうち繰越明許費繰越額が1,318万1千円、財政調整基金へ2億6,000万円繰入し、残り3,241万789円は繰越金として翌年度へ繰り越すものであります。

歳入であります。自主財源は25億4,605万5千円で、構成比25.2%、前年度比では25.7%の増であり、固定資産税や町たばこ税である町税は14億3,874万5千円で、構成比14.2%、前年度比では0.3%の増であります。

一方、依存財源は75億7,289万2千円で、構成比74.8%、前年度比では19.4%の減であり、うち地方交付税は45億8,054万円で、構成比45.2%、前年度比では2.9%の減であります。

歳出であります。義務的経費は35億8,007万4千円で歳出全体の36.5%を占め、前年度比では1.1%の増であります。

また、投資的経費であります公共事業は、2支所トイレ洋式化改修、庁舎1階一部自動ドア化改修、光ケーブルバックアップ回線改修、五戸小学校敷地内への五戸児童クラブ館建設、五戸橋橋梁補修事業、ひばり野団地住宅建設事業、防災行政無線施設事業、第七分団消防屯所改修事業、五戸小学校外構工事事業、その他普通建設事業や災害復旧事業等合わせて15億380万4千円で、歳出全体の15.3%を占め、前年度比では53.6%の減であります。なお、各款にわたっての成果につきましては、主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額は4億705万5,322円で、前年比0.0%であります。

歳出決算額は4億534万8,440円で、前年度比0.8%の増であり、歳入歳出差し引き170万6,882円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。

歳入決算額は25億2,469万5,739円で、前年度比2.4%の減であります。

歳出決算額は24億1,645万3,129円で、前年度比4.5%の減で、歳入歳出差し引き1億824万2,610円のうち5,500万円は国民健康保険特別会計財政調整基金へ編入し、残りの5,324万2,610円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、介護保険特別会計であります。

歳入決算額は23億8,665万6,631円で、前年度比3.2%の増であります。

歳出決算額は22億7,017万3,218円で、前年度比4.7%の増であり、歳入歳出差し引き1億1,648万3,413円のうち7,937万5千円は介護保険給付費準備基金へ編入し、残りの3,710万

8,413円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。

歳入決算額は4億5,373万5,481円で、前年度比1.7%の増であります。

歳出決算額は4億5,163万3,452円で、前年度比1.5%の増であり、歳入歳出差し引き210万2,029円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、農業集落排水処理施設事業特別会計であります。

歳入決算額は1億5,332万8,254円で、前年度比1.3%の増であります。

歳出決算額は1億5,180万3,366円で、前年度比1.7%の増であり、歳入歳出差し引き152万4,888円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。

歳入決算額は1億640万2,507円で、前年度比15.9%の増であります。

歳出決算額は1億465万2,746円で、前年度比26.8%の増であり、歳入歳出差し引き174万9,761円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、住宅用地造成事業等特別会計であります。

歳入決算額は2,599万6,435円で、前年度比は36.4%の増であります。

歳出決算額は1,895万4,608円で、前年度比は49.9%の増であり、歳入歳出差し引き704万1,827円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。

歳入決算額は、2,641万4,499円で前年度比は4.5%の減であります。

歳出決算額は、2,446万1,619円で、前年度比6.8%の減であり、歳入歳出差し引き195万2,880円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第78号は、平成26年度五戸町病院事業会計決算認定についてであります。

収益的収支及び支出では、収入決算額27億2,838万7,404円に対し、支出決算額は28億495万3,865円で収支差引き7,656万6,461円のマイナスとなり消費税関係処理した損益計算書では、8,313万9,841円の純損失となるものであります。

資本的収入及び支出では、収入決算額2億2,945万1千円に対し、支出決算額4億2,872万4,158円で収支差引き1億9,927万3,158円のマイナスとなり、当年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

その結果、年度末の累積欠損金は45億668万7,863円となり、一時借入金残高は前年度より1億1千万円多い、5億7千万円となりました。

なお、平成26年度末においても、一般会計からの基準外繰入金3億6千万円により、不良債務は発生しませんでした。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 日程第1の会議録署名議員の訂正をいたしたいと思います。

会議録署名議員に鈴木繁盛議員を指名いたしました。松山泰治議員に変更して指名をいたします。訂正いたします。

○議長（和田寛司君） 日程第4「陳情第7号から陳情第9号」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「陳情第7号から陳情第9号」は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査に付することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 御異議なしと認めます。

よって、「陳情第7号から陳情第9号」は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査に付することに決定しました。

〔陳情文書表 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） お諮りいたします。

明11日は、議案調査などのため休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 御異議なしと認めます。

よって、明11日は休会とすることに決定しました。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る9月14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時33分 散会

議 事 日 程 第 2 号

平成27年9月14日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（根森隆雄君、川村浩昭君、高山浩司君及び尾形裕之君の各議員）

○ 出席議員 17名

議 長	和 田 寛 司 君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保 均 君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
8 番	若 宮 佳 一 君	9 番	尾 形 裕 之 君
10 番	松 山 泰 治 君	11 番	川 村 浩 昭 君
12 番	沢 田 良 一 君	13 番	古 田 陸 夫 君
14 番	三 浦 専治郎 君	15 番	中川原 賢治 君
16 番	中 里 公志郎 君	17 番	柏 田 雅 俊 君
18 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 中川原 光 亮 君 調 査 班 長 櫻 井 篤 史 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 浦 正 名 君 副 町 長 鳥谷部 禮三郎 君

総 務 課 長 佐々木 万 悦 君 企 画 振 興 課 長 小 村 一 弘 君

税務課長	金子尚弘君	福祉保健課長	鈴木裕之君
住民課長	酒井正志君	農林課長	畑山敦夫君
建設課長	山下淳君	会計管理者	平野泰雄君
総合病院長	蝦名宣男君	総合病院事務局長	服部勤君
教育委員会			
委員長	高村國昭君	教育長	高橋正之君
教育課長	佐々木啓君		
農業委員会			
会長	三浦房雄君	事務局長	齊藤武美君
選挙管理委員会			
委員長	金澤孝吉君		
代表監査委員	中川原美智子君		

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（61） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に、根森隆雄議員の発言を許します。

質問方式は一括です。

根森隆雄議員。

〔5番 根森隆雄君 登壇〕

○5番（根森隆雄君） 座席番号5番、根森隆雄です。

あらかじめ提出してあります2点についてお尋ねします。

まず、ひとり親児童・生徒への援助についてですが、昨日のデーリー東北に、このように非常に大きなスペースの記事が載っており、扱い方から見ても大きな問題と捉えられていることがわかります。内容の1つは、ひとり親世帯の低収入、1つは、支援制度の周知不足です。

昨年、国では、子供の貧困解消に向けて動き出し、県でも本腰を入れ始めました。町でも県の計画策定を受け、対策をとると思われますが、国・県を上回る五戸町独自の対策をとってほしいと思います。一例として、ひとり親世帯向けの共通商品券の発行、返済不要の奨学金等が考えられます。安心して子供を育てられる環境をつくることは、人口減少対策にもつながると思います。

次に、農業振興についてお尋ねします。南部町では、紅玉の通年販売のための施設の建設、八戸では、薬用作物の企業との共同研究などのニュースが続いています。それ以外にも、秋田では、既に企業からの委託生産まで進んでおります。五戸でも何らかの対策をとるべきではないでしょうか。八戸は室内栽培の研究ですが、それでしたら五戸は露地栽培の共同研究とか、やり方はいろいろあると思います。紅玉については、その価値を低く見過ぎているのではないのでしょうか。ジュースだけでなく、料理用、菓子用としては最高の素材です。アップルパイの製造業者では、紅玉が通年で入手できないため、仕方なく他のリンゴを使っている店がほとんどです。五戸の人が考えている以上に価値がある素材です。

私は、このように五戸の産物が本当にもったいないと思います。つくり方、売り方等を工夫すれば、もっと価値を高められると思います。ちなみに、山椒の生産高はこの10年で3倍になったそうです。

以上です。

〔5番 根森隆雄君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 根森議員の御質問にお答えします。

1つ目は、ひとり親児童・生徒への援助についてでございますが、町総合振興計画でも掲げているように、ひとり親家庭などの福祉の充実のために、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進、子供たちの健全育成を推進することを基本方針に掲げ、母子、父子世帯の支援対策を展開してまいりましたが、ひとり親家庭を取り巻く就業環境、生活環境は、以前にも増して厳しいものとなっており、引き続き支援する必要があると考えております。

当町におきましては、これまで主な支援として町独自での対策は講じておりませんが、国・県の事業等を活用しながら、経済的支援としては、父親あるいは母親と生計をしていない児童を養育している母親あるいは父親、または養育者に対し、子供が18歳に達した年度まで手当を支給する児童扶養手当の支給、父親または母親、あるいは父母が死亡した児童が、小学校、中学校に入学するときに入学祝い金及び中学校を卒業するときに卒業祝い金を支給する遺児援護対策事業の実施、保育園、幼稚園の利用者負担の軽減及び五戸町要保護及び準要保護児童・生徒援助費交付要綱による学用品費や校外活動費等について支援、援助してまいりました。中でも、ひとり親家庭の子供が、満18歳に達した年度末まで、その子供と父親、または母親の医療費を軽減するひとり親家庭等医療費助成事業に関しては、ひとり親家庭の子供373人、親241人が助成を受けるなど、経済的負担と精神的不安を軽減しているものであります。

また、平成27年7月からは、児童・生徒に関する支援として、県が事業主体となって経済的な理由などから塾に通うことが難しい家庭や、ひとり親家庭の児童・生徒を対象にした学習講習会、子供サポートゼミ開催事業への会場提供や広報活動を行うなど、ひとり親家庭への対策を講じてきているものであります。

さらに平成28年度、厚生労働省において、全ての子供が健やかに育つための総合的な対策の推進として、子供の貧困対策とひとり親家庭対策の推進に向けた政策を、平成28年度から

実施するため、予算要求していると新聞等でも発表されておりましたので、新制度の内容に注目し、これまで実施してきました事業を継続するとともに、新しい取り組みや、町独自の対策に取り組むための協議、検討をしていくことが必要であると考えております。

今後もひとり親家庭への支援対策として、事業を継続していくことはもちろん、経済的支援、児童・生徒に関する支援の両方を充実させるとともに、さまざまな制度についての広報活動や、新しい制度について相談、対応できる職員の育成を行うなど、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していけるまちづくりを展開してまいります。

次に、農業振興についてであります。町の農業振興の施策としまして、これまで倉石村との合併時に策定した合併まちづくり計画に基づき、プロジェクト事業として実施してまいりました主な事業といたしましては、あおもり倉石牛振興プロジェクトとして、ブドロク牧場の草地造成と牛舎であるキャトルセンターの建設を実施し、冬期間の繁殖牛の委託を可能としたことで、畜産農家の労働コストの削減と、飼養頭数を増加させることが可能となりました。

また、グリーンツーリズム推進プロジェクトでは、農家による協議会の立ち上げを働きかけ、平成22年に青森ごのへグリーンツーリズム協議会を発足して、活動を行っております。昨年度は15件の日帰り体験メニューを実施し、延べ324名の参加者がありました。また、農家民泊も実施しており、4農家に41名の宿泊者がありました。特産品開発梅の里づくりプロジェクトでは梅ゼリーを開発し、現在は、倉石地域振興公社が製造販売をしております。その他にも5つのプロジェクトを立ち上げ、振興策を実施してきたところであります。

このように、これまでも農業振興策を実施してまいりましたが、今後の振興策については、現在課題となっております農業従事者の減少と、高齢化及び後継者不足という問題を解決するため、青年就農者への支援を考えております。現在、青年就農者に対しましては、国が青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、45歳未満の新規就農者に対し、就農前の研修期間の2年以内及び経営が不安定な就農直後の5年以内について、所得を確保するために、年150万円の給付金を給付しております。町といたしましても、農業後継者と担い手の育成が急務な課題となっておりますので、国の支援のほかに、町としての青年就農者に対する支援の拡大を考えているところであります。

また、人・農地プランにより地域の中心となる農業経営体に農地を集約することで、後継者不足と耕作放棄地の解消を目指すこととしております。このような経営体は、大規模化により農業経営の安定を図ることになります。

また、本町の農業経営は、基幹作物である米、長芋、ニンニク、リンゴに合わせ、葉たばこ、畜産等の複合経営がほとんどであります。稲作については、米価の下落に対応するため、集落営農などによる生産経費の削減を目指すとともに、野菜や果樹などの畑作物での所得控除を図っていく必要があります。

その一方で、規模拡大ができない高齢者農家や兼業農家も多数ありますので、そのような農家でも一定程度の農業所得を確保できるような作物や、農業経営形態についても調査研究をする必要があると考えております。いずれにいたしましても、根森議員のおっしゃるように、農業振興策として五戸町に適した新たな作物の導入や、特産品の品質向上に向けた取り組みが必要になってくると考えております。ただ、町には八戸市のような試験栽培を行うための施設や人材などありませんので、このような取り組みを進めるとした場合には、農協など関係団体と連携しながらの調査研究が必要になると考えております。

以上であります。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 根森議員。

○5番（根森隆雄君） ひとり親児童・生徒の援助についてですが、先ほど私が申し上げましたひとり親世帯向けの共通商品券、また返却不要の奨学金等はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

また、農業振興につきましては、畜産については非常によくやっていると感じております。グリーンツーリズムにつきましては、この辺は近くに大都市がないため、不利な点はありませんが、地道にこれからも続けていってほしいと思います。

梅ジュース等新製品の開発につきましては、これからも倉石振興公社に依頼するなり、不断の向上をめがけてほしいと思います。

葉用作物につきましては、この1年間の新聞等を見ますと、東北だけでなく、北海道、新潟その他、いろんなところがどんどん進めております。この辺も以前から農業課で研究しているということなので、期待しておりますが、五戸ではどういったものが合っているのか、どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） まず最初に、共通商品券のお話がありました。

ひとり親家庭に出したらいいんじゃないかというお話でございますけれども、総合戦略作成中でございますが、既に前倒しでやっている部分もあるんでありますけれども、そういっ

た中で、特にひとり親家庭ということではありませんけれども、低所得者対策とか、そういった面で実施しているものもございますし、また計画もしたいと思っております。といいますのも、ひとり親家庭、ほとんどが低所得者家庭ではないのかなと。そうしますと、そういったものが全てオーバーラップされるのではないかなと、そう思っております。

それから、奨学金の問題でございますけれども、確かに他の市町村では、そういった返済しなくてもいい奨学金という制度もあるようでございます。まだ五戸町ではそういったことを検討はしておりませんが、他の市町村が実施している自治体はどういう状況なのか、少し研究してみる必要があるのかなと、そう思っております。

薬用作物ということでもありますけれども、確かにお隣の新郷村さんも既に研究をされているということでございます。たしかカンゾウだったと思いますが、まだ成果が出ていないということも聞いてはありましたけれども。薬用作物というのは、私もよく承知はしておりませんが、薬用作物だけではなくて、いろんな作物、例えば外国にあって、日本人の目に触れたことがないような作物ということもあるんでしょうけれども、なかなかそういうのは非常に難しい面があるんですけれども、例えば今、地球温暖化の問題で、どんどん南でとれていたものが、だんだん北のほうに移ってきているというような実態もございますので、逆にいうと、今、青森県でとれていたものが、北海道のほうにいつてしまうと、そういう場合もあるかと思っておりますけれども、そういった気象条件とか、さまざま考えながら、そういった中で薬用作物も検討してみる必要があるのかなと、そう思っております。

○議長（和田寛司君） 畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 薬用作物のことですが、町長が答えておりますけれども、新郷村はカンゾウを今、研究栽培の段階であります。平成23年度から着手して、既に5年たっておりますが、まだ研究栽培段階ということだそうです。成分的にはまずまずのところにはなっているようですが、やっぱり栽培に関しては、痩せた土だとうまくないそうで、土づくりも重要なことだというふうに伺っております。昨年からは、栽培場所を新郷村の中でも地域がいろいろありますので、農家に委託して、各地域での試験栽培を始めたということは聞いております。ただ、農薬が使えないということから、除草が手作業になるということで、なかなか規模拡大などは難しいかなというふうなことは伺っております。それにしましても、町長が答えましたとおり、これからも研究を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 根森議員。

○5番（根森隆雄君） これからの五戸の人口問題に限らず、日本全体そうなんです、これが最大の問題になってくると思います。出生率に関しまして、かつてフランスでは非常に低い時代がありました。そのときに、それから国を挙げていろんな施策をとり、例えば未婚の母、こういった方々への手厚い支援、それから当然離婚された方々への支援、そういったのを手厚くやって、現在では子供の半数近くがそういった方々だと聞いております。そういう手厚い支援をして、今ではかなり出生率が上昇しております。そういったのも考慮しながら、できるだけ手厚い策を講じてくださいますようお願いしたいと思います。これは要望だけです。

次に、農業振興に関してですが、やはり薬用作物というのは、1年でできるのは非常に少ないです。数年かかってやるのがほとんどなので、時間がかかると思います。そのためにも、そういった試験はできるだけ早くやっていただきたいと思います。

五戸町は、かつて非常に景気のいい町でした。このごろ見ていますと、本当に寂しくなっていて、ちょっと残念に思っています。五戸の稼ぐ力というのが落ちてきているのではないのでしょうか。これからこのまま稼ぐ力を向上できないままですと、それこそ人口減少がどんどん進むことになると思いますので、町でも全力を挙げて、この稼ぐ力をアップするように指導していただきたいと思います。

以上です。要望です。

○議長（和田寛司君） 次に、川村浩昭議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

川村浩昭議員。

〔11番 川村浩昭君 登壇〕

○11番（川村浩昭君） 議席ナンバー11番、川村浩昭です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

その前に、先日9月10日、台風18号の影響による記録的豪雨により、不幸にして命を落とされた方々に御冥福をお祈り申し上げます。また、今なお行先不明の方々、早期発見をお祈り申し上げるとともに、被災に遭われた方々に心からお見舞い申し上げ、早期発見、早期復旧を望むものであります。

さて、それではさきに通告してありましたことについて質問をさせていただきます。

株式会社倉石地域振興公社についてであります。

1つ目、6年前に発生した現金盗難事件は間もなく時効となります。あと2カ月ほどになりますか、現在どんな進め方をなさっておられるのか、また、その成り行きがわかっておられましたら御答弁をいただきたいと思います。

また、次に、先ごろこの公社から1,000万円の増資願いが出たようでございますが、しっかりと考えなければならないと思います。結局町民の血税を使われるわけですから、しかも町が100%出資の会社で、機械が壊れると、それに出資、売上金を回収できなければ、またそれに運営費が足りないということで1,000万円の増資要求、このような一貫した流れの中、危機感とか責任という言葉が感じられますでしょうか。町当局として今後どのようにそれを導き、提案し、どのように改善していきたいと思っているのかをお知らせください。

よろしく願いいたします。

〔11番 川村浩昭君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 川村議員の御質問にお答えいたします。

まず、盗難事件の成り行きについてであります。倉石地域振興公社から平成21年12月13日夜から明朝にかけて発生した盗難事件に関しまして、いまだに被疑者の検挙には至っておりませんが、現在も捜査は継続しているとの報告を受けております。

町といたしましては、盗難事件とともに、平成25年度に発生しました売掛金未収の事件につきまして、まことに遺憾に思っており、倉石地域振興公社に管理運営の徹底を要請し、再発防止の対策を行ってもらったところであります。

次に、今後何を提案し、どのように進めていくのかということでございます。

倉石地域振興公社は、運営を開始しましてから20年以上経過したため、施設の老朽化が進み、生産ラインに影響を与えております。町の施設でありますことから、現在、施設の改修等を進めているわけではありますが、特産品の維持、そして、農産物生産に携わっている農家の方々を思いますと、公社にはさらなる生産性向上と経営安定に努めてもらうことをお願いしております。

しかしながら、倉石地域振興公社のみでは、経営改善はなかなか困難であると思っております。今後は経営にノウハウを持つコンサルタントなど、外部から経営に関する意見をいただくことも1つの手段ではないかと考えておりますので、公社とともに検討してまいりたいと思っております。

また、未収金の事件を踏まえまして、新規取引先との契約につきましては、帝国データバンクなどの信用調査の活用を進めたいと思っております。

今後も町としまして、公社の経営に関与いたしまして、経営改善につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） どうもありがとうございました。

この盗難事件、もう7年になろうとしております。この間、前回は質問いたしました。ずっと質問し続けてきていますが、警察に行くと聞くと、新しい情報がないからできない。もうこれ以上進まないような話をします。また、五戸町のほうに話をして、情報収集とかビラとかそういうのを配ってやったらどうかという提案もしましたが、それも捜査の妨げになると大変だから、それもできないというようなことをたしか答弁でいただきましたが、この間、警察署の方から聞きますと、その部分については、大して何も関係ないですよというふうな答弁もいただいていた。その辺の行き違いというか、何もしないままに7年過ぎ、時効になってしまう。これは大変なことだと思いませんか。そのとき盗難に遭ったお金、それも私はたしか、あのときは貸し付けにしたらどうなのかというようなことを言いました。しかし、それじゃ運営が成り立たないからということで、補填されたということになったんですが、これはそのままいくと、またずらっとそれこそ時効になって、そのままずらっと忘れられていくような気がしてならないんです。やはりそのとき、どなたがどのように責任をとられたのか、ずらっとただ補填したというふうにしかならない。その中に責任とか、けじめとか、そういうふうなのが何も見当たらなかったなと思うんですが、その点は、町方としてはどう感じておられますか。

○議長（和田寛司君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（和田寛司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三浦町長。

○町長（三浦正名君） 川村議員からは、盗難事件の際、また今までの間、対策も何もな

ま来ていないんじゃないかということでございました。ただ、これは刑事事件でありますので、民間である我々が、民間といいますか警察の捜査に対してどうのこうのという立場というのはとれないわけでもございまして、ただ、当時の状況を見ますと、これは社長としての部分も入ってしまうかも知れませんが、盗難事件が発覚した朝、パトカーもたしか2台ぐらい来ておりました、あるいは青森のほうから鑑識も来ておりました。そういう町の立場としても、それだけの警察の体制で臨んでもらったわけでもありますから、早期に解決するのかなという、そういう思いがございました。しかしながら、現実はそうではなかったわけでもありますけれども、警察のほうには、定期的には公社の人間を行かせているんですけれども、最近はずっとわかりませんが、当初は、やはりある程度、被疑者の警察もそっちの核心に迫るような状況もあったようでもありますけれども、最後はやはり証拠がないということで、そのままになっていると思います。ということで、事件そのものに対して何もしてこなかったということじゃなくて、警察当局もかなり一生懸命やってくれたと。ただ、最終的にはやはり何らかの証拠がなければ、それ以上進まないということだろうとっております。

あと、貸付金とか話もございました。未収金の問題も絡んでの話でありますけれども、確かに非常に不幸といいますか、そういう事件が今まであって、不信をお持ちの方もあるかと思っておりますけれども、ただ、倉石地域振興公社というのは、やっぱり倉石村時代に設立されて、私はそれなりに地域の農業振興に非常に寄与してきた部分もあるかと思っております。ただ、残念ながら不幸な事件とか、そういうのもあって、あるいは経営状態もそんなにいいとは言えないわけでもございますが、ただ、もちろん町からの多額の援助があったといえばそれまでになってしまうんですけれども、財政状態は非常によくなっております。私が倉石との合併で、倉石地域振興公社を引き受けたわけでもありますけれども、その当時は非常に累積赤字から何から、それこそ倉石村時代の未収金の問題もございました。それらも本当に町のほうでかなり援助したわけでもありますけれども、その成果はある程度は出ているのかなと思っております。

ただ、ここ数年の話になりますと、確かに未収金の問題で、若干消極的になってきたと、営業が。という感じは受けております。やはり确实、确实と。やっぱり商売というのは、ある程度信用で取引する部分が多いものですから、それが不幸にしてそういった回収できない場合も出てきます、大なり小なり。どの商売をやってもそうなんですけれども、そういったことで、それが引き締めに入ったものですから。私は売上げがやはり減ってきたのかなと、それともう一つは、去年の消費税引き上げ、これはやはりほかの業界もそうみたいですね

ども、やはり影響は結構あります。そういう中で、やはりいろいろ経営努力はしているんじゃないかなとは思っております。新商品の開発もいろいろやっておるわけでありましてけれども、先ほど根森議員からお話しあったアップルパイ用の紅玉とか、今、生食、そのままのリンゴを送るんじゃないなくて、それを加工して関西方面でありますけれども、そちらに要するに加工をしますので、かなり運送費も安く上がるということで、また、根森議員が言ったように、非常に紅玉が見直しされているということで、それも開発したらいいんじゃないかということで頑張っておるようでございます。

そういったことで、確かに現状だけ見ますと、非常に厳しい経営状態にはもちろん変わりないんですけども、今後の将来性を町とすれば重視して、また、地元の農業振興、また直売所も倉石地域振興公社があってこそその直売所でありまして、直売所だけで運営というのは、なかなか難しいんだろうなと思います。そういった総合的な考え方で、何とか議員の皆様方の御理解を得ながら、町としては、しばらくの間支援してまいりたいと、そう思っております。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） 社長なのか町長なのかと、私が聞かないことまでしゃべってしまっているようですが、これから聞こうと思ったこともしっかりしゃべっていただきました。ありがとうございます。

本当に、今、答弁にあったように、警察のほうも確かに新しい情報がないと進めないんだというところにあるようです。ですから、正直に言うと、何もしない、これから何もできない状態にあるのかなと思うんです。今、町長の答弁にあったように、情報収集の方法、いろいろあると思いますが、そんな協力体制があってもいいです。これは別に警察がどうのこうの、振興公社がどうのこうのじゃないんです。町として事件は解決するにこしたことがないわけですから、情報収集、新たな情報でも、同じ情報でも、あったらやはり提供をいただきたい。

この間ちょっと倉石の人から言われて、私、こういう議題を出しているのは、やっぱり地元の人からもあれどうなったのと聞かれる。だから言っているんです。新しい情報がないと動けないんだそうですと教えると、こういうこともあったんだ、ああいうこともあったんだと言うんだけど、それが新しい情報なのか古い情報なのか、私はわかっていない。だから、やはり新しかれ、どんな情報でもやっぱり提供していくのが当たり前じゃないのかなと思っています。ですから、この盗難事件についても、町としても何らかの方法をとって

るべきだったのではないか。あと二、三カ月しかないんですが、それでもやっぱり解決に協力すべきだと思っています。どうぞ、そういうことも少し考えていただければと思います。

また、先ほど聞かなくても答えてくれました1,000万円の問題。公社からの運営費何とかしてくれと。これ前のときも運営が成り立たないということでした。今また新たに要望があるようですが、結局は、先ほどから町長さんの答弁にあったように、倉石時代からだんだんよくなってきているという御答弁でありました。確かに見ればそうです。でも、今よくなってきているという言葉の裏には、それだけ町から血税がつき込まれているということです。町民の血税ですよ。ほいほいというわけにはいかないでしょう。やはりこれからも運営して、地域のために、振興のためにできた会社です。ですから、私たちはその中に入っていくわけにはいかないでしょうから、町側として要望、またこうしてもらいたいよと、もう少し危機感を持ってやってくれよとか、そういう問いかけとか指導とかというものは、どうなさっているんですか、そこをお伺いします。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 町からの指導というのは、先ほど言ったとおりでございまして、新たな商品開発をしながら、また現在の商品、売り上げを上げてくれと。どうしても社長の立場の話になってしまうんですけども、役員会なんかで一致した意見は、この公社は売り上げさえ上がると絶対もうかる会社だと、そういうふうには言っております。私もそうだと思っております。ただ、売り上げをすぐ上げるというのは簡単な話じゃないんですけども、やはり売り上げが少ないんだと。そういう中で、地元だけでも、やはりこれは限界があるということで、東京あたりと取引を続けてきたわけでありまして、そういう中で不幸な事故というか事件というか、そういうのもあったりして、ですから、さっき言ったとおり萎縮した部分がございます。ただ、その辺はまたもう一回、先ほども答弁で言いましたけれども、信用調査をしっかりと、それでもってアタックしてみるということで、また東京とも取引が始まるようにはなっております。

リンゴ、紅玉はジュースが主体でありますけれども、非常に評判はいいんです。青森県というと、ほとんどリンゴジュースですけども、その中でもやはり五戸の倉石地域振興公社のジュースはおいしいという評価は受けております。その辺をどのように中央のほうに売り込んでいくか、あるいはさっき言ったとおり、ジュースだけでなく紅玉を加工して、お菓子とか何かに使えるように販売するというようなことも、さまざま今考えておるわけでありまして、そういったことで、希望的なあれかもわかりませんが、何とか早く

単年度黒字にしてくれというようなことを言っております。指導といいましても、経費削減とか、それはもう既にやっている話でありまして、再三言いますけれども、やはり売り上げなんです。売り上げさえしっかり上げさえすれば、何とかなると思っています。どうぞ議員の皆様方も、地元のリンゴジュースだけじゃないですけども、御利用いただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） 本当にありがとうございます。

直売所も確かにそのとおりです。公社があつての直売所であります。直売所は通行人がなくて、食堂なんかもしまうような状況にあるようでありますので、頑張ってもらいたいなと思えます。確かに、売り上げが上がればすばらしい、その売り上げを上げるためにどうするかということでしょう。やはり青森県の知事さんのように、町長も今度会社の社長じゃなくて、町長として宣伝費を使って、ばんばん宣伝をしてあげるとか、あちこち。

今、1,000万円補助しなければならぬような状況になるよりも、むしろ宣伝費を使って、いかに売り上げるかというところにも力を入れるべきではないのかなと。やはり宣伝力が足りないような気がしてなりません。確かに先ほど答弁にあつたように、五戸のジュースは評判がいいです。私も持っていっています。お客さんのところには持っていきます。すごく評判がいいです。ですから、つくって売れば、そして回収できれば、これは絶対いいことなんですから、そこにやはり力を入れるべきではないのかなと思うんです。そのやり方です。いろんなイベントがあります。この間、新聞紙上をずっと見ている、六戸でも、八戸でも、十和田でも、1カ月、2カ月の間にばんばんイベントがあります。そのたびに彼らは一生懸命宣伝するんです。そこへ行くと、何か五戸は宣伝が下手だなと思いませんか。どうですか、町長さん。

○議長（和田寛司君） 川村議員、通告外でございますので、要望としてはお聞きしますが、答弁は遠慮させていただきます。

○11番（川村浩昭君） どうも失礼しました。

今のが通告外ということですので、宣伝には関係ないのかということでしょうか。まず、先ほどの公社のことですけども、1,000万円、これはしっかりと考えて、いろんな対策、補助をするのなら、こうして、こうして、こうなる。やはり計画等をしっかりと吟味した上で、町側としていろいろと考えて、そういう要望と交換条件といえちよつと大げさかもし

れませんが、そういうことを考えて行動をしていただければと思うのであります。

その点はどのようにお考えですか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） もちろん会社でありますから、計画は毎年ちゃんと立てて、また、議員さんたちにも全員協議会の席で説明しておるはずです。確かに細かくどこに何を幾ら売るとか、そこまでは書いておりませんが、先ほどPRが下手だとかなんとかいろいろ言われましたけれども、実際、東京とか、いろんな青森県の祭典、ほとんど倉石地域振興公社が行っております。そういうことで、そんなにPRがされていないというわけではないと思いますけれども、ただ、町で頼まれた分については、交通費とか何か出ますのでいいんですけれども、公社独自でなかなかそういったところ、地元であればいいんですけれども、東京とか大阪とか、なかなかそうしょっちゅうは行けないということです。

地域の催事とか何か結構出ています。スーパーにも結構、八戸市とか出ています。もちろん催事と云って、2日とかそんなぐらいのものでありますから、余り目につかないのかもわかりませんが、そういったことで、そういったものについては、積極的に参加したらいいんじゃないですかというふうには指導はしております。

そういった経費もかけない中で、売り上げを上げよう、非常に相矛盾するような話かも知りませんが、しかしそんなこと言っていただけませんので、とにかく売り上げを上げるんだと。商売によっては売り上げが上がっても経費がかかって、なかなか黒字が出ない、そういう商売もございます。ただ、倉石振興公社の場合は、ほとんどいわゆる固定費、それに変動費というの、売り上げが上がると変動費も上がるんですけれども、変動費は大したことないんです。ですから、売り上げさえ上げればもうかります。どうぞ議員の皆さん方も御利用いただきたいと思っております。再三申し上げますが、とにかく地元の方々の御支援もなければ、なかなかこの商売も成り立たないわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（和田寛司君） 川村議員。

○11番（川村浩昭君） どうもありがとうございました。

販売、売り上げに力を入れて頑張ってもらおうということのようでございます。確かに売り上げが上がればそれなりに楽になるでしょうから、力をかけて、町としてもどうぞいっぱい宣伝して、事あるごとに宣伝をして、公社を助けてやっていただければと思います。

確かに公社も一生懸命頑張っているのは、よくわかりますが、その結果が今、出ていない

というのが、現実でありましようから、そこのところを町として公社のほうに訴えながら、そして直売所も一緒に成り立っていくように、考えていただければと思います。

冒頭に言ったように、振興公社は地域の活性につながるはずですから、そこのところをしっかりと考えていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（和田寛司君） 次に、高山浩司議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

高山浩司議員。

〔4番 高山浩司君 登壇〕

○4番（高山浩司君） 議席番号4番、高山浩司です。さきに通告してありました2問について質問させていただきます。

まず1つ目は、農業政策についてであります。国の統計によると、日本国内の耕作放棄地は、この20年間増加しています。耕作放棄地面積は、昭和60年まではおよそ13万ヘクタールで横ばいでしたが、平成2年以降増加に転じ、現在は約40万ヘクタールで、滋賀県全体とほぼ同じ規模になっています。

また、アンケート調査によりますと、耕作放棄地の発生要因については、高齢化、労働力不足が最も高くなっています。地域内に引き受け手がないのも比較的高く、地域内の耕作者が減少していることが大きな要因となっています。また、農産物の価格低迷や収益が上がる作物がないといった農業経営条件の悪化も大きな要因となっています。このような状況が五戸町にも当てはまると思っています。一度耕作をやめて数年たてば、農地は原型を失うほどに荒れてしまいます。それだけでなく、病虫害、鳥獣被害が発生したり、雑草が生い茂ったり、さらには用配水施設の管理への支障が出るなど、耕作放棄地が周辺地域の営農環境に及ぼす悪影響ははかり知れません。

このような状況を踏まえて、国は農業の構造改革を進めるため、農地事業の集積、集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設しましたが、農地中間管理機構による五戸町の農地の集積、集約の状況はどのようになっているのかお尋ねします。

次に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中では、今後は、ハウス栽培経営を中心に高収益性を図ることとするとしています。また、担い手不足については、ヘルパー制度の導入、新規労働力を確保するとしています。さらに、本町及び周辺市町村において、

現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を主たる農業従事者1人当たり380万円程度及び世帯当たり500万円程度、また年間労働時間を主たる従業者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すとしています。

このように具体的な経営の手法を上げていますが、現在の本町の達成率はどの程度なのかお尋ねします。

次に、中学校の部活動について質問させていただきます。

少子化の影響で、五戸町では9校あった小学校が4校になりました。また、その影響で生徒たちが学校で行えるスポーツの数も減ってきています。当然のことながら、それは中学校にも当てはまります。五戸小学校には、女子サッカー部があるにもかかわらず、五戸中学校では女子サッカー部を新設できないために、サッカーをやってきた生徒たちが別の部活動を選択しなければならない状況にあります。また、選択する生徒の数が減っているため、男子のバレーボール部が廃部になるとも聞いています。また、倉石中学校では、女子のバスケットボール部が人数不足のため、試合に出場ができなかったこともありました。そのため、現在では小学校と密に連絡をとり合って、なるべく中学校の部活に人数割れが出ないような努力をしています。

このように、中学校の部活の環境は厳しいものになっています。文部科学省は、運動部活動の意義について、運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と感心を持つ同好の児童・生徒が教員等の指導のもとに自発的、自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有していると述べています。このように国では、部活動を学校教育活動の一環としており、また、自発的、自主的に行うものだとしています。

しかしながら、先ほど例で挙げたとおり、五戸町では、都市などのある程度の人数がある学校と違って、生徒が自由に部活動を選べない状況にあります。つまり、生徒が自発的、自主的に教育活動ができない状況にあり、十分納得がいく教育が受けられない、教育格差に直面している状況だと言えます。

直近の5年間、2007年から2011年の青森県の12歳、女子の平均身長は152.8センチ、男子は153.8センチで、全都道府県のうちで、どちらも秋田県に次いで上から2番目となっています。そして、17歳女子の平均身長は、残念ながら上位5県には入っていませんが、男子は

171.6センチで、これもまた秋田県に次いで2番目です。もちろん身長の高さだけでなく、他の要素もスポーツを行うに当たって重要だと思いますが、国内だけでなく、世界で活躍できるスポーツ選手になるためには、身長が高いことは有利な点だと思います。

このように、五戸町を含めた青森県の子供たちは、全国的に見ても体格に恵まれているわけですが。それにもかかわらず好きなスポーツができないということは、生徒たちがスポーツの世界で活躍できる可能性を奪っていると思います。今後、5年、10年先にはもっと生徒数が減ることは明らかとなっていて、ますます部活動の環境は厳しくなることは間違いありません。このような状況を町としてはどのように考えているのかお尋ねします。

以上、述べたような学校の部活動の状況を考えると、特に団体スポーツに関しては、学校単位での部活動の維持は難しくなると思います。五戸町と同じような問題を抱える他の自治体でも、学校の部活動と地域のスポーツクラブとの連携を模索しているところや、実践しているところがあります。私も学校の部活とスポーツクラブとの連携が必要だと思っていますし、将来的なことを考えれば、広域での連携が必要ではないかと思っています。町長はさまざまな政策面において、八戸市を中心とした定住自立圏の枠組みの利用を提案されていますが、スポーツに関してはどのように考えているのかお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

〔4番 高山浩司君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 高山議員の御質問にお答えいたします。

1つ目は、農業政策についてであります。初めに、農地中間管理機構による農地の集積、集約の状況についてであります。農地中間管理機構は、農業従事者の減少、高齢化や耕作放棄地の増加が進む中で、担い手への農地の集積と集約化を加速し、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構を通して、農地の貸借を行う制度でありまして、平成26年度からスタートしております。

農地中間管理機構に関する五戸町の状況についてであります。8月末現在で、申し込み状況については、借り手が48人で、その借り受け希望面積が452.5ヘクタール、貸し手は69人で、農地面積が48.4ヘクタールとなっております。機構との貸借の成立状況については、借り手12人と貸し手16人の間で、約9.8ヘクタールの貸借が成立しております。申し込み面積に対しまして貸借が進んでいない状況であります。要因といたしましては、借り手と貸

し手のニーズがマッチしていないということがあります。貸し手の農地は水田が多くなっており、畑であっても耕作地としての条件が余りよくない農地となっております。一方、借り手の希望農地は、畑を多く希望しており、すぐに作付ができるような条件のよい農地となっております。今後、町といたしましても、制度のPRと農業法人などへ農地の集積の働きかけを進めていきたいと考えております。

次に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で掲げている具体的な経営の指標の達成率ほどの程度かという御質問であります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、五戸町の基幹産業であります農業を振興していくために、農業が職業として選択されるように、農業経営基盤を強化することを目的に策定しているものであります。構想の中では、育成すべき経営体として位置づける認定農業者等の認定基準を示すとともに、担い手育成のために講ずべき農業用地の利用の集積等の措置について定めております。この中で、具体的な経営の指標は、農業を主業とする農業者が、地域の他の産業従事者の所得と同程度の農業所得が確保できるような経営内容にするものとしております。

その所得額でありますけれども、先ほど高山議員からもお話がありましたけれども、主たる農業従事者1人当たり380万円程度、世帯当たりでは500万円程度としております。また、年間労働時間も指標としており、主たる従事者1人当たり2,000時間程度の水準としております。高山議員からは、この指標に対する達成率ほどの程度かという御質問であります。この指標につきましては、農業者が認定農業者として認定を受ける際に、みずから作成する農業経営改善計画で、現状と5年後の目標を記載することになっておりますので、この農業経営改善計画により確認いたしております。

平成22年度から26年度までの5年間にに関する認定農業者について、それぞれの農業経営改善計画から農業所得についてみますと、380万円あるいは500万円を達成している割合は、216人中91人で、約42%となっております。また、年間労働時間については、2,000時間以内の方は38人で、全体の約18%となっております。農業所得並びに労働時間の両方を達成している方は16人で、全体の約7%となっております。所得の高い農家は、経営面積も大きく、どうしても労働時間が長くなり、逆に労働時間の短い農家は、所得が低い状況となっております。

指標の達成につきましては、昨年度、農業経営基盤強化促進法の基本要綱が改正され、経営改善計画のフォローアップとして、認定農業者が農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、中間年の3年目と最終年の5年目に町へ提出することになっております。

町では、チェック結果の報告を踏まえ、必要な場合は、三八県民局や農協などと連携し、指導や助言を行い、目標の達成を手助けしていくことになります。

次に、中学校の部活動についてであります。

今後の生徒の減少に、学校での部活動が正常に行えないと思われるが、この状況をどのように考えているかということであります。

生徒数が減少傾向にあることは、将来的に単独校でチーム編成ができない団体競技種目の部活動が出てくる可能性があり、取り組みたい種目を通じた心身の健全な発達を促す上でも、正規のスポーツ活動ができない状況は望ましい姿ではないと考えております。

このことは、従来から山間部の小規模校が抱えていた問題でもあり、多くの団体競技を選択する機会に恵まれず、学校で設定された限られた団体種目と個人競技の実施により進められてきており、部活動を通じた教育の場合、居住地域によって生徒数の関係から、限定種目での活動が余儀なくされているのが通例であります。

このような状況から、現在、全国中体連及び県中体連では、単独校でチーム編成ができない団体競技種目について、出場に対して救済措置があると伺っております。詳細につきましては教育委員会から説明してもらいますが、チーム編成ができない場合には、どのような措置を活用するかについて、関係者間において協議され、双方が納得する形で進められているものであると考えております。

次に、今後は学校単位の部活動から、広域のスポーツクラブに移行する方向になると思われるが、町としてはどのように考えているのかということですが、全国中学校体育連盟では、誰でもどの学校からも登録できるスポーツクラブでの大会出場は認められていないということですので、中学生の部活動においては、そのような体制や規定が変わらなければ、移行が進まないものと考えております。郡や県連盟の規定変更でクラブ移行するものではないため、全国中学校体育連盟の規定が変わらなければ、何も変わらないと考えております。つまり、国レベルで少子化に伴う中学生のスポーツ振興や新たな体系、そして学習指導要領について論じながら、時間をかけて誘導していく必要があると考えます。

なお、御存じのとおり、当町では、総合型地域スポーツクラブの五戸町スポーツクラブがあります。地域スポーツ密着型のクラブとして、1999年に設立し、幼児から社会人までスポーツを愛する人々の健康、体力増進や競技力向上、そしてコミュニケーションの場として活動しております。このクラブは、急速な少子化を背景に、学校単位では団体競技ができない、自分のやりたい部がない、もっと上手になりたいなど、ニーズの多様化に応えるため設立さ

れ、サッカー、野球、バスケットボール、ソフトテニス、そして陸上競技の5種目を通じて、技術や戦術以上に、規律やモラルに関心を持ち、人間性の形成にも寄与することを目的としているクラブであります。今後、国による中学生のスポーツ施策の改革が行われ、高山議員が想定されている広域的なスポーツクラブを中心とした体系に移行がなされる際には、この五戸町スポーツクラブを核として拡充し、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育長（高橋正之君） 私のほうから、救済措置についてお答えしたいと思います。

まず、現在単独校でチーム編成ができない団体競技種目につきましては、全国中体連及び県中体連では、複数校で編成した合同チームでの大会参加が救済措置として認められております。人数不足によりまして活動が阻害されないように配慮された規定が設けられているのであります。これはあくまでも救済措置でありまして、勝利至上主義を目的とするものではないため、各学校での選手獲得や、自校努力が最優先に行われた結果、それでもなおかなわない場合での承認となっているわけでございます。

合同チームで参加する場合は、次の条件を満たしていることが必要です。主なものを申し上げますと、まず1つは、合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること、2つ目には、各都道府県中体連に加盟していること、そして3つ目には、合同チームの引率、監督は、出場校の校長、教員とすること。そして、次に大事なことは、この個人種目のない7競技に限られているということでございます。申しますと、バスケット、そしてサッカー、バレーボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトテニス、そしてアイスホッケー、このような7種目に限定されております。それぞれこの種目には、最低人数がこのぐらい必要だという、それが書いてありまして、それを下回る場合には合同チームをまず認めるといふふうになっているわけでございます。

過去に倉石中学校が、平成24年度に野沢中と合同チームを組んで新人戦に出場したという実績がございます。そしてまた、八戸市のアイスホッケー、これは合同チームを組んで、八戸市独自でこれが行われていると。単独校と合同チームがございますが、八戸市はこれによって規定をつくりながら行われているということでございます。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） それではまず、農地中間管理機構のほうについてから、まず質問していきたいと思います。

五戸町では、なかなかマッチングが進んでいないということみたいですが、町では、耕作放棄地がどのくらいあって、今、何%くらいがこの対象になっているのかというのは、わかりますでしょうか。

○議長（和田寛司君） 畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 御質問のありました町全体の放棄地の面積と、現在この対象になっているところにつきましては、現在私の段階ではちょっと数値を押さえておりません。申しわけありません。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） それでは、なかなか機能していない部分が多いのかなというふうな感じはします。ただ、やはりこれから農業をやっていく人がだんだん少なくなるのは当然でありますし、集約していかなければいけないと思いますので、この辺は宣伝活動なりどんどんやって、マッチングできるような形にしていってほしいと思います。

ただ、農地に適さない部分があるというふうに先ほど答弁されましたけれども、これはもう全く農地として役に立たない、もう再生できないという部分なんでしょうか。それとも何かてこ入れして、財政的に費用はかかるとは思いますけれども、何かやれば、もう少し農地になるという形なんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 先ほどの答弁の中でも、条件の悪い耕作地というふうなことでお話ししていますが、その条件の悪い中、状況といいますと、もう数年耕作していないという状況で、もう草のほかにハンノキなどもだんだんに生え始めてきているということで、直ちには田んぼの後もそうなんです、耕作できない、あるいは田んぼについても排水が余りよくないというか、しけた部分で大きい機械が入れないというふうな農地などが割と貸し手から貸したいというふうに出てきております。その条件の悪い農地の整備についてですが、これにつきましては、中間管理機構で軽微な整備ができるという形にはなっております。ただ、それも最終的には借り手側が負担するというので、管理機構としてもその部分は今のところ実績はないということです。高山議員のおっしゃるように、そのような部分を町のほうで何か支援なり、やる方法を考えれば進むんじゃないかということですが、そのようなことも行えばそうなることも考えられますが、現段階では、まだそこまで町としては検

討していない状況にあります。

以上です。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） 2013年に和食が無形文化財に登録されて、和食が海外ではブームになっています。これから農業は成長分野だというふうな方もいます。確かにT P Pの問題とかで、どういうふうな形になるかわかりませんが、ただ、やっぱり日本は輸入国でありますし、きちっとした食料を確保するというので、耕作放棄地になるということは、一回なってしまうと再生するまでに大変なものがあると。さらに、世界的に見れば、人口が40億人を過ぎて、これから食料の争奪も始まるんじゃないかなという話もあります。そういうことも将来的に考えられるわけですから、きちっと農地を整備して、食料は、できれば本当は、90%、100%日本で、日本人は日本でつくれる体制にすべきだと思っています。それに向けてなるべくこういう機構を利用して、耕作放棄地がないような方向で進めていただければと思います。

次に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、これはビニールハウス等で高収益のものを目指すという形をうたっておりますが、ビニールハウスは、やはり建てるに当たってもかなり経費がかかります。この辺、農家だけで建てるとなると、かなり難しいものがあると思いますが、この辺の補助とか、そういうことに関して、町はどのような考えを持っているのか、お尋ねします。

○議長（和田寛司君） 畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 農業用のビニールハウスへの補助ということですが、現在は、町独自の補助制度はございません。現在要望がありますと、県の補助事業であります強い農業づくり交付金事業、こちらは4分の1補助となっております。あるいは国のほうの事業であります経営体育成支援事業、こちらは10分の3の補助となっております。こちらのほうを活用するような形で農家の方々には勧めております。

今後のことにつきましては、先ほどの根森議員の農業振興のこともありますが、五戸町にふさわしい農業体系はどういう形になるのかということ踏まえた中で検討を進めて、必要であればハウスへの補助も進めていくというふうなことも考えなければならぬのかなと考えております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番(高山浩司君) 最近、天候とかが不順になって、せっかくいいところまで来ても、最終的に農作物が被害に遭って所得がなくなったとか、そういう可能性も出てきております。

そういう面で、ビニールハウスが全ての解決策じゃありませんけれども、そういうものに対処するためにも、やっぱりビニールハウス、こういうものも私は必要でないかなと思います。

また、農業というと夏の期間だけあります。その夏の期間だけで年収を確保できればいいんですが、今答弁されたように、なかなか所得目標には達していないと。そういう中で、やっぱり冬でも栽培できるような形が一番いいんじゃないかなと思っております。そのために、暖房費とかそういうのもあると思いますけれども、いろいろな政策を考えて、安くできるエネルギーを使って、冬でも作物ができて、所得がアップするような形にしていかなければならないと思いますので、そういう方向でぜひ進めていってほしいと思います。

それで、先ほど目標の達成率、なかなか上がっていない部分があると言っていました、そういう場合、町として、また県のほうとして援助する、支援するというふうな話が出ましたが、これはどういう形の支援なのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長(和田寛司君) 畑山農林課長。

○農林課長(畑山敦夫君) 町長の答弁の中でも話をしておりますが、現時点では特別認定農業者に対するフォローアップということは、去年まではしていなかったわけですが、去年国のほうの基本要綱の改正により、中間の3年後と最終年の5年後に農業者みずからがチェックを入れて自分の経営がどうなっているかということ把握しまして、町のほうに報告するということになりますので、今後、指導をするというふうに答弁しておりますが、具体的にどういう指導をするかということですが、まだ現時点でそこまで中身がはっきりわかっているものではありません。いずれにしても、どこがその方の経営の中でネックになっているかということ把握して、そこをどのように改善していくかということを研究、助言していくことになるものだろうと考えております。

以上です。

○議長(和田寛司君) 高山議員。

○4番(高山浩司君) 今の時点ではわかっていないというので、しょうがないと思いますので、その農業者に合った形の適切な助言をして、なるべく目標を達成できるような形にしていってほしいと思います。

農業政策についての質問は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、中学校の部活動についてであります。

まず初めに、倉石中学校でバスケットの試合に出られない部分があったんですが、そのときは団体スポーツの例外的な部分に入っていたわけですが、これはなぜ連携とか、そういうのがなかったのか、その辺何か理由があったのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育長（高橋正之君） これは、平成24年だったと思いますけれども、この当時は、この倉石のチームが出るそのチーム、同じものが野球でございまして、1名足りなかったのでございます、倉石で。そのチームが三戸郡を全部を見渡したときに、ほかのものが全部充当されておりまして、そして、野沢中学校に生徒が1人、野球がやりたくでどうしようもない子供がいるということで、その子供を何とか生かしてくれないかということで、当時の校長が倉石中の校長と話をしまして、特例として認めて倉石中を出場させたということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） 私は今、女子のバスケットボールの件だったんですけれども、女子のバスケットボールは出場していない。倉石の女子のバスケットボールは何か試合に出ていなかったという話を聞いていたんですが、それはなかったですか。

○議長（和田寛司君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（和田寛司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

高橋教育長。

○教育長（高橋正之君） 申しわけありません。

女子のバスケットボールは、1、2年生で4人となり、6月の夏季大会の公式大会に出場できなかったというのがございます。

これが校長からの報告となります。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） それで、できなかったということは、例外として連合で出られるというふうな規定があったわけですが、それは使えなかったということなんですか、使えなかったということなんですか。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育長（高橋正之君） それは、合同チームをつくるに当たってのまた1つの弊害になっておりまして、ちょうどこの合同チームを編成するということは、相手方と結婚すると同じみたいなもので、結局条件がそろっていないなければならない。例えば野球チームを編成する場合には、編成の人数がございます。例えばサッカーは11名で、11名以下になった場合、例えば10名だとかそれ以下になった場合には編成できるということになるわけですが、野球も同じように、野球の場合は9名、これが9名以下になりますと編成できるということになるわけです。そうした場合に、これを合同チームをつくる場合に、やはり学校にも事情がありまして、子供にも事情がありまして、相手方のほうも9名以下でないと、そういう条件でないと合同チームが組めないということになるわけです。

先般、私が先ほど申しました倉中の場合、野沢中の場合、特例としてほかにも前例がなかったわけですが、そういう子供がいたということで、そして中体連に認めていただいて、そしてやったということでございます。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） わかりました。そうすると、そういう例外規定はあっても、ほとんど使えないというふうな形だと思います。

私は、学校の先生とも話をして、やっぱり部活をやるに当たっては、勝利至上主義ではありませんけれども、やっぱり大会に出て勝つ喜び、負ける悔しさ、そういうのを学ぶのが大切だと、生徒たちもそう思っているというふうな話を聞いています。であれば、連合をなかなか認めないという中体連自体、私はもうどうかなと。解体とか改革とか、そこまでいかなければいけないと思います。それは確かに国だとは思いますが、現場の人たちが声を上げないとわからないと思いますので、これは町から県を通じてでも何でもいいですけども、そういうアピールとかはしているんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 高橋教育長。

○教育長（高橋正之君） 今、高山議員がおっしゃったようなことにもちょっと似てくるわけでございますけれども、これは今後、やはり地方、我々のほうから中央のほうに発信していくということが非常に大事だかなと思っております。といいますのは、もう既にこの後、合同チームに関しましても、とりあえず今のところは手を打ちますけれども、来年、再来年と行きますと、なかなかそのことが非常に難しくなってくるという、数がふえてくるということで、そういうチームが。ですから、とりあえず今の合同チームのこの規約を緩和しても

らうだとか、そういうことでひとつやっていかなければならないということが1つ。それから、もう一つは、今後、当然のように、やはり先ほど高山議員がおっしゃったように、クラブと部活動、これが何らかの方向で一緒になって、そしてこの問題に向かっていかなければならないのではないかなど、私はそのように思っております。そうした場合に、やはり1つは、今の中体連の規約、これを何とかスポーツクラブのものもこの中体連に出られるような、そういう規約を直してもらおうということが1つ。

それから、今後のこととして考えられることは、やはりこれを全国的な1つの規模として、今どんどん要請が出ているものですから、クラブを中体連のほうで認めてくれというのは、これは事実でございます。これは青森県のほうからは、それを今出ているかどうかは私はまだ確認しておりませんが、各そういうふうなやり方をぜひ改善してほしいというものは出ております。将来的には、やはり一緒になって、クラブと部活動のものが少子化に当然向かっていくわけですから、そうせざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

三戸郡の中体連関係では、まだ学校現場としては、やはりそういうクラブ化ということについては、非常にまだ少し及び腰になっております。といいますのは、学校で子供たちが今までのように活動しないと。子供が放課後いろんなところに向かっていくと、そうしたときに、非常にまだ危惧する面があるわけでございます。ですから、ほかに行ってやった場合でも、それに耐え得る、そういうふうな条件をこれからつくっていくということが課題になるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） ありがとうございます。

私も先ほどから言っていますように、学校単位での部活ではなくなって、地域単位、または広域単位のほうだと思います。先ほど教育長が、ほかの地域に行って子供たちがその場合、安全とかそういう部分を危惧されていたようですが、ヨーロッパのほうを見ると、総合型のクラブチーム、これはもう小学校からお年寄りまで参加できる体制になっています。そういう形にしていけば、親たちとか年配の人たちも一緒にクラブ活動という形であれば、そういう心配がなくなってくるんじゃないかなと思います。

ですから、目指すはそういう子供から大人まで、そうすると部活動だけじゃなくて、年配の人たちも健康増進につながるわけですし、そういった形の方向にぜひ進めていくように、これから国のほうにもどんどんアピールして、地域から改革するような形で進めていってほ

しいと思います。

以上、要望で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（和田寛司君） ここで休憩をとり、一般質問の残余については午後1時から行います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時 開議

○議長（和田寛司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1の「一般質問」を続行いたします。

畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 高山議員の御質問にお答えできなかった部分がありましたので、お答えいたします。

五戸町の耕作放棄地の面積と、それに対する農地中間管理機構への貸し手の放棄地の面積の割合ということでしたが、町の耕作放棄地の面積は126ヘクタールとなっております。それに対しまして、機構への貸し手の耕作地の面積は約24ヘクタールということで、割合にしますと約19%。全てが機構へ貸し付けされたとしても全体の約2割しか解消できないという状況にあります。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 次に、尾形裕之議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

尾形裕之議員。

〔9番 尾形裕之君 登壇〕

○9番（尾形裕之君） 議長よりお許しいただきましたので、通告いたしました4点につきまして御質問させていただきます。

1、物品入札指名審査会についてでございます。

五戸町では、入札に関して行われる指名審査会は、建設、測量、設計に関するコンサルタント、建設工事のみで、物品は入っておりません。より公正を期すため、また変なうわさが出ないように、物品も指名審査会を設けるべきではないでしょうか。

2、委託バスとコミュニティバスについてです。

委託バスの利用状況、本年、今後の委託バスの活動予定、委託バスの申し込み方法などをまず説明していただきたいと思います。また、スポーツ少年団の練習の折、コミュニティバスを利用するとの検討はどうなったのでしょうか、お答えしていただきたいと思います。

3、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律についてでございます。

この法律の第3条、地方公共団体は、公衆浴場の経営安定を図るとありますが、町はこのことを十分に考え、町営と民間の公衆浴場が共存できる措置を講ずるべきではないのでしょうか。

4、五戸総合病院の改善でございます。

6月定例会では、院長は個人面談により意識改革を図り、町民に愛される病院づくりをするとのことでしたが、その後どうなったのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

〔9番 尾形裕之君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 尾形議員の御質問にお答えいたします。

まず、物品入札の指名審査会を設けるべきではという質問でございます。

尾形議員の御質問のとおり、現在、町では建設工事の請負と、測量、建設コンサルタント業務の入札については、指名審査会を行っておりますが、物品については規定がないため、各担当課においてそれぞれ基準を設け、指名業者を選定しているのが現状でありまして、このことについては、6月定例会の一般質問においてもお答えしております。

まず、当町の物品入札の状況であります。町財務規則により、随意契約の限度額である80万円を超えるものとなっております。例年20件から30件ほどの入札が行われております。

物品入札の内容であります。コピー用紙、トナーなどの事務用消耗品、コンピューター、コピー機、ファクシミリなどの借り上げ、予防接種用ワクチンの購入、広報や議会だよりなどの印刷製本費などがほとんどを占めており、これらについては、毎年の経常的なもので、指名業者もほとんど限られており、変わっていない状況であります。

当町がこれまで物品について登録制度や指名審査会を行っていないのは、このように登録制度や指名審査会を開催しなくても、実績のある一定数の業者を確保できたということが大

きい理由だと思えます。

しかしながら、物品指名入札に新たに参入したい業者があらわれた場合の審査や、また新規に金額の大きな備品や車両を購入する場合などの業者指名などを考えると、現在のように担当課及び担当者だけでは、調査や判断が難しい場合もあろうかと思えますので、尾形議員の御提言のように、今後はさらに透明性と公平性を期すためにも、登録制度を設けること、また、ケースにより審査会に付することを検討したいと思えます。

次に、委託バスとコミュニティバスについての御質問でございます。

まず1点目の委託バスの利用状況についてであります。平成26年度の利用実績についてお知らせします。

運行回数は、年間347回となっており、かなり利用されているような状況となっております。利用団体の内訳であります。社会福祉協議会や老人クラブなどの福祉関係団体が27%、小・中学校が42%、町関係の事業及び関係団体が29%、その他2%となっております。

2点目の今後の委託バスの活用予定についてという御質問であります。委託バスを利用できる団体及び使用許可条件等は、五戸町委託バス管理運営要綱に定められており、ことし4月からスポーツ少年団も対象となっております。通常1日に稼働できるバスの台数は3台で、40人乗りが2台、55人乗りが1台となっており、学校行事や福祉団体の行事が優先されており、それらが予約されない日に、他の団体が利用できることとなっております。

今後のバスの活用予定であります。各種団体が行う県内の他地域との交流会や研修会、また県内のスポーツ大会への参加などが見込まれます。

3点目の委託バスの申し込み方法であります。申し込み窓口は、福祉関係団体は社会福祉協議会、学校関係は教育課、町の各課の行事や事業、その他の団体については総務課が窓口となって申請を受け付けております。要綱に定める許可団体であれば、バスがあいている日は予約が可能となっております。

次に、スポーツ少年団のコミュニティバスの利用についてであります。

議員から6月定例会においても同様の御質問があり、スポーツ少年団につきましては、多少の時間のずれはあると思えますが、現在の運行時刻に合わせて御利用いただきたい旨の答弁をいたしております。

その後、検討した結果、子供たちの安全確保と保護者の負担の軽減を図るためにも、運行時刻に配慮したいと考えております。ただし、一般の利用者に御迷惑をおかけするわけにはまいりませんので、沿線の利用者等の意向を踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

おります。

次に、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律についてでございますが、この法律の第3条に、国及び地方公共団体の任務についての記載があり、国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等、必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないとあります。

また、4条には、国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し、重要な役割を担っていることに鑑み、住民の健康増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について、適切な配慮をするよう努めなければならないとあります。

現在、住宅事情の改善により、風呂つきの家がふえて、公衆浴場等を利用する人が少なくなったとの理由から、公衆浴場の利用者は、全国的に見ても減少している傾向にあります。当町で指定管理委託している倉石温泉、社会福祉センターの浴場においても、利用者は減少傾向にあり、近年は、水道光熱費の高騰、修繕箇所が増加、機材のメンテナンス料等の負担が増加してきたことによる厳しい経営環境となっております。

この状況は、町内の公衆浴場に関しても同様であると思われ、加えて入浴料の値上げが進んだことから、公衆浴場の利用を控えることにより、利益が伸びない、厳しい経営状況であると思われま。

このことから、当町においては、浴場の衛生、施設整備に要する事業の経費を補助する五戸町公衆浴場施設整備事業費補助金交付要綱を定め、施設修繕費等のための補助金を予算の範囲内で交付しております。しかしながら、県内及び県外においては、浴場の利用促進や健康増進のために高齢者への入浴料の補助、家庭に入浴設備がない方を対象とした入浴料の補助等を実施し、経済的負担の軽減を進める対策を図り、公衆浴場の利用促進を展開している例もございますので、事業を実施している市町村を参考にしながら、どのような内容で利用機会の確保に努めることができるのか、検討してまいりたいと考えております。

また、公衆浴場利用促進のための広報活動及び福祉サービスの観点から見た入浴料負担軽減等についても協議していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

次に、五戸総合病院の改善についてであります。

五戸総合病院の改善については、6月定例会で、院長は個人面談により意識改革を図り、町民に愛される病院づくりをすることだったが、その後どうなったかという御質問でございます。

提出議案の説明の中で申し述べましたが、平成26年度に新たに講じた2つの改善策の地域医療連携室の設置と、地域包括ケア病床の新設については、本来の機能が生かされず、患者数が減少し、収益が減になった問題点を洗い出し、しっかりとした検証を行う必要があると考えております。

その検証結果を踏まえ、この先何をどのようにすればいいのか、院長の病院トップとしてのリーダーシップを発揮し、医師を初め全ての職員をまとめ、積極的な経営健全化に向けた意識改革と危機感を持ってほしいと指示しているところでございます。

6月定例会の蝦名院長の一般質問の答弁にありました院長の発案によりまして、6月中旬から下旬にかけて常勤医師全員と個別面談を実施し、診療科の連携強化や地域包括ケア病床の充実に向け、医師個々のモチベーションのアップ、また接遇向上まで話し合いを持ったように聞いております。また、聞くところによりますと、6月15日と23日の2日に分けまして、全職員を対象に接遇向上研修を行っているようでございます。講師に元テレビアナウンサーで、株式会社セミナー東北中部専任講師鎌田昌子氏を招き、患者様とのコミュニケーションをテーマに、より実践的な対応の仕方、講話をしていただいたようでございます。今後は、この個人面談の結果や、接遇向上研修を踏まえ、五戸総合病院のイメージアップにつながるように、また、診療のさらなる充実に結びつけ、患者数が少しでもふえることと、収益アップになるよう、この厳しい難局を乗り切ってほしいものであります。

以上でございます。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） 蝦名総合病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 町長の答弁に補足させていただきます。

6月17日から23日にかけての5日間、病院の全常勤ドクターと個別に面談をしました。当初は事務局長とか総看護師長さんも交えてざっくばらんに建設的な意見交換ということも考えたんですけども、ふだんのいろんな不満とか、忌憚のない意見交換の場にしたいということで、私1人で全ドクターと会うという形をとりました。

実際、例えば内科と外科は複数のドクターで診療体制を持っているわけですけども、産婦人科、小児科、整形外科、脳神経外科は、一人体制ということの中で努力しています。医療というのは、基本的にはいけないことはしてはいけない、すべきことはすべきということで、特に一人体制になりますと、1人ではやるべきではない分野というものも出てくるのはいたし方ないことだと思っていますけれども、そういう中で、一人の体制の中で、

できるだけ住民の方に不都合のないような体制というものをつくるということ、一人診療科の科長のドクターとは、そういうスタンスで意見交換をし、建設的な方向に向かってほしいと。特に整形外科と脳神経外科に関しては、地域包括ケア病床の有効活用ということを強く求めた次第です。あとは、内科に関しては、現在常勤医としての頭数としてはあるんですけども、いろんな事情がありまして、入院患者を担当できるドクターが2人しかいないという形です。以前は3人だったんです。これが2人と3人となりますと、例えば3人で75人を担当したとしますと、1人が例えばどうしても夏季休暇とかとる体制になるんですけども、残りの担当している25名という患者さんの数を、残りの休みにならない2名でカバーすればいいわけですけども、2人になりますと、非常にその負担が大きくなると。どうしても75名を2人で見ていて、1人が夏季休暇、3日か4日持ったとしても、そのままいくとその半分三十二、三名を、それを1人でまたカバーしなければいけないと。非常に負担の大きい体制になるわけですけども、その中でいかにして体制を維持できるか、場合によっては、今現在、外科は私含めて3人いますので、そういう外科からのサポートとか、そういう形も模索したいということも念頭に置いて意見交換を交わした次第です。外科に関しては比較的恵まれた状況を維持できていますが、そういうこともあって、外科としての内科へのサポートとか、そういうことも念頭に置いて、これからは考えていかなければいけないかなと思っております。

あとは、どうしても少ない人数で多忙な仕事をしていますと、ドクターという職業教育としての特性があるのか、不機嫌になりがちなので、面談のときにはできるだけこやかな対応ということをお願いした次第です。その後、個別面談のほかにも、月に1回医局会というのがありまして、全ドクターが一堂に会して、いろんな連絡事項をしたり、意見交換する場所があるんですけども、その都度、診療時間のこととか接遇のこととか、その辺を繰り返し申しておりますけれども、その中、動向を見ながら、どうしても改善できないところがあれば、再度個別に面談するというのも考えていかなければいけないかなと、そのように考えております。

私からは以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。

まず、物品入札指名審査会についてでございますが、お話を聞くと、大変耳ざわりのいい、聞きやすい御答弁でございます。検討していただけるということでお伺いしまし

たが、再度お伺いします。検討していただけるのでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 実際に物品の登録制度、郡内の町村を調べてみましたが、ほとんどやっているという状況です。五戸町おこなっている部分もあるのかなというところもありますので、前向きに担当者とも話し合っ、進めさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、委託バスとコミュニティバスですが、パーセンテージはよくわかったんですが、何件なんでしょう。それをもう一度お答えいただきたいんですが。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 運行回数でございますが、年間347回ということで、今町長が答弁いたしましたけれども、内訳ですけれども、社会福祉協議会、それから老人クラブなどの福祉関係団体が92台、小・中学校が146台、それから町関係の事業、それから関係団体が101台、その他が8台というふうになっております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。

大変人気があるようで、これは委託バスの申し込み方法ということで聞いたんですが、ほとんど主だった団体だけでしか委託バスはできないものなんですか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 委託バスについては、先ほど町長も話しましたけれども、委託バス管理運営要綱というのがございまして、バスを利用できるものということですが、個人じゃなくて全て団体という取り扱いになっています。学校、それからスポーツ少年団、幼稚園、保育園、社会教育団体、老人クラブ、それから障害者福祉の関係の団体、奉仕福祉の団体、民生委員協議会、社会福祉協議会、遺族会、日赤奉仕団というふうになっております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） そうしますと、有志の老人クラブとか、そういうものは借りられないものなのでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 通常、老人クラブとかは、社会福祉協議会を通して申し込みしていますけれども、その他というんですか、任意の老人クラブでも1件利用しているところがございます。ですから、必ずしも社会福祉協議会ということでもなくとも、団体であれば。ただ、利用できる場合の数が決まっています、土日だと15名以上でないとバスは出せないというふうになっております。土日、祭日です。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。任意の団体でもオーケーということですね。土日15名以上と。大変すばらしい御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それとスポーツ少年団は、ことしからということなんですが、これは周知徹底なさったんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） スポーツ少年団要綱を改正したのは3月なんですけれども、4月1日からということで、その周知がどの程度されているかということだと思っておりますけれども、多分不足だと思います。というのが、これまでの利用が9月の今の時点ではありませんでした。10月に1件入っております。この辺はちょっと反省点として、利用できるというふうに宣伝したいと思います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） スポーツ少年団、今まで9つぐらいあるんだそうですから、予算組むときに、まず聞いてみればいいんじゃないかなと思います、1件ずつ。そうすると、それなりに、今までは委託バスを使ってはいけないとずっと思っていた方がいらっしゃるの、いい機会ですので、どんどん使っていただくような方向に持っていければ、またよりよい役に立つ役場、そのように町民の方々にも思っただけではないかと思います。その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、コミュニティバスを利用するこの検討なんです、これから検討するんですね、多分。4月の改正で時刻表になると思うんですが、その辺はこれからでよろしいでしょうか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） スポーツ少年団のコミュニティバスの利用についてでありますけれども、これから検討に入りたいと思います。各スポーツ少年団の利用時間帯、そして

沿線の自治会等の意見などをお聞きいたしまして、来年の2月に公共交通会議がございますので、それに諮って、来年の4月からそういう体制をできればなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。いずれにしても、委託バス、コミュニティバスとPRをしていきますと、大変予算がかかるとは思います、ひとつ頑張ってくださいたいなと、総務課長には特に頑張ってくださいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） スポーツ少年団のバスの利用のことなんですけれども、今のところふだんの送迎という意味じゃなくて、大会とか、そういうものに限られているんですけれども、予算もできるだけ確保して、利用できるような形にしたいというふうに考えます。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。よろしく願いしたいと思います。

次に3番目、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律についてでございますが、これも補助を考えるとというお話だったんですが、具体的にはいつごろからなされるんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 検討すると言いましたけれども、他の市町村の場合もいろいろ調べていますけれども、入浴料の軽減とか、さまざまございます。ただ五戸町の場合は、特殊な事情がございます、それは社会福祉協議会、そしてまた、倉石温泉と、ここで垣根があるわけです。そういう問題がありますので、それらも含めて公衆浴場、どうあるべきかと総合的に考えないと、公衆浴場のことだけ考えて、もちろん今言ったとおり、公的な浴場、これが民営を圧迫しているという可能性もあるわけでありまして、それは料金、社協とか、倉石温泉の場合は料金設定の問題も含めながら検討させていただきたいと思っておりますので、ちょっとこれは時間がかかると思います。いろんな関係団体ございますので、できるだけ早い機会に皆さんに案を提示したいとは思っていますけれども、いつまでというのはちょっと今の段階では言えません。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） ありがとうございます。いろんな方と対話しながら、前向きに進めていただきたいと思います。進めていただけるというお答えですので、大変機嫌よく次の質問に移りたいと思います。

総合病院の改善についてでございます。院長のほうには大変御苦労なさっていると思います。特に先生方が少ないために大変不機嫌になる、よくわかります。ですが、いろいろ院長が手を打ったとしても、3カ月たったわけです。今現在、愛されている苦情がない病院になっているのかなのか、また、院長は先生のことをおっしゃっていますけれども、看護師さんたちはどうなのか、その辺も含めまして、聞こえてきている声ありますでしょうか。

○議長（和田寛司君） 蝦名総合病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 実は、1人、医療安全ということの専従のナースが、午前中受付の脇におりまして、苦情対応とかも午前中だけですけれども、しております。毎日のようにあるときもあれば、ない場合もあります。いろいろ例えば紹介状を持ってきたんだけど、何科に行ったらいいだろうとか、そういうふうな困ったことに対してもそのナースが全て対応しながら、時には、例えばちょっとした手違いで、この診療科があしたあるので、あした来なさいとあるナースが言ったんだけど、その手違いで、たまたまその診療科が翌日休みだったと。やっぱりそのどういうことなんだと、そういう不満とかも、その受付のところにいる専従のナースがそれに対応をして謝罪したり、場合によっては、勘違いがあったので、どうかお許しをと、か、そういう形で対応するという形をとっております、不満とかクレームとかというのはゼロにはならないと思いますけれども、それに対して、個別に丁寧に対応するような体制はつくっております。

あと、3カ月たってということですが、入院患者数の増とか、地域包括ケア病床の利用状況とかを見ますと、診療科によってはかなり改善してきている診療科もありますけれども、やはり病院全体としては、常勤のドクターの増員を図ることが、どうしても必要なのかなと。それがただなかなかすぐに解決できる問題ではないというジレンマを抱えていますけれども、町長ともどもそれに関しては、ちょっとしたチャンスがあれば動くという体制はとっているんですけれども、なかなか即効性のあるものはないと。

例えば、弘前大学が今、地域枠ということで学生を募集していますけれども、やっぱりそういう地域枠で、弘前大学に入学したドクターが私たちのような地域のほうで十分力を発揮できるようになるまでの年数とか、十分かかるだろうということも想定されていますので、

それまで何とか今いる体制の中で頑張っていきたいなという答えしかないんですけども、そういうことをございます。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 院長、私、前回もお話ししたと思うんですが、一番ポイントにしているのは、患者さんに愛される病院なんです。待遇がよくなればいいと、それだけなんです。経営の戦略的なお話とか、そういうのは二の次で結構でございます。まず、とにかく愛される病院をどうつくっていくのか、コンサルタントの方いらっしゃって、待遇を一生懸命研修をしたと。それが、どういう反映になっていくのかと、苦情が本当に少なくなっているのかと。もちろんいろんなことが出てきます。ですけども、それがプラスのほうに、マイナスだった苦情が、みんなそれを満足して、そういう待遇だったのかと、応対ですね。そういうふうになっていけばいいんじゃないかと思うんです。口では簡単ですけども、それぞれにお話ししていくのは難しいと思いますが、どうしても気持ちだと思います、お一人お一人の。今まで院長、必死にやってきました。これからは必死はやめて、生まれ変わってやっていただきたいと思います。明るく、そういうふうにやっていただければ、また病院も明るい病院になるんじゃないかと、そう思いますので、何とかお願いしたいなと、院長しか頼みありません。私もつらいです。町民の皆さんにどうしているんだと、よく言われます。誰も経営のこと何一つ言いません。やっぱり必要なんですから、病院は。経営のことは誰も言いません。問題は、その待遇の仕方です。その辺を再度、あと3カ月、大概改革を起こして6カ月以内に何とかならなければ、もうなかなか直らないという、よく聞きます。即効性がないじゃなくて、即効性のあるような方法で皆さんに接していただきたいなと思います。まず、その点はどうでしょう。やっていただけますか。

○議長（和田寛司君） 蝦名病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 待遇に関して、即効性のある解決策を講じなさいという御指摘ですけども、今まで必死なのを、肩から力を取りなさいということであれば、確かにやっぱり厳しい中に、ある意味褒めて育てるという要素も入れながらやっていくしかないのかなと思いますけれども、ただ、それぞれ職員は、若い職員はいますけれども、大体30過ぎの職員に関して、即効性のある待遇改善ということを、何とか努力しますけれども、どういうふうな形でやっていくかというのには、ちょっと即答は、私の頭の中には浮かんでできません。申しわけございません。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 前日も言いました。やれる人を1人、その人を見て、モデルでやっていくしかないと思います。その伝播でしかないと思います。私はそう思います。できる人を、すごい人をスカウトしてくるしかない、そう思います。その点は十分に考えていただきたいと思います。

それと次は、今後、病院も、まち・ひと・しごとの戦略の中の町の一つの戦略ですから、今後、この中に理念も出てくると思います。その中で、総合病院の位置づけ、そういうことも考えていくことになると思います。

その中で、病院の役割の中で、いろいろ攻めのリハビリとよくお聞きになりますよね、2000年にできました、回復期リハビリテーション医療制度というやつです。そういうふうなこともお考えになって、包括ケア、それを全部含めていきますと、現実的にそれを地域とともにやっているところは、世界にまだ一つもないんだそうです。そういうことも1つです。

それから病児保育、保育園で例えば38度の熱が出ると、両親が来て、保育園の園児を連れて帰らなければならないんだそうです。それを病院で受け入れるようなところは、この辺ではまだないんです。そういうことも地域の中に根差した格好でやっていけることもお考えになっていただければ、検討していただければいいと思います。

まずそれより、接遇のほうを何としてでもこの3カ月で物にしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（和田寛司君） 蝦名病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 尾形議員はヘッドハンティングを想定に入れなさいということのようすけれども、それを3カ月以内に結論を出しなさいということでしょうか。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 3カ月以内です。頑張ってください。

○議長（和田寛司君） 蝦名病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 努力はしたいと思いますが、3カ月以内にヘッドハンティングされる方の目星というか、そういうの全くないんですけれども、やっぱり私としては、中から育てるというほうが職員のモチベーションが上がって、維持されていくのかなという気持ちが強いものですので、尾形議員の御要望に安易にそうしますというふうなお答えはしかねます。

申しわけございません。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） それはそれで結構です。3カ月以内に何とか結果を出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（和田寛司君） 蝦名病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 結果の評価は、院内で評価していいんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 院内でも結構です。でも患者さんが第一です。院内ではだめです、本当は、患者さんです。まず院内から始まると思います。十分お考えになっていただきたいと思います。

○議長（和田寛司君） 蝦名病院長。

○総合病院長（蝦名宣男君） 了承しましたが、最初に説明したように、外来に関しては、専従のナースが午前中対応して、かなり改善しているという結果は目に見えていると思います。

あと、入院患者に関してですけれども、私自身、実は数日入院しましたけれども、特に接遇に関して問題があったという印象はないのですけれども、私という立場に対する接し方と、そうでない人に対する接し方というのは、違いがあるのかもしれませんが、その辺に関しては、入院患者に関しては、先ほどの外来の場合とちょっと違って対応が必要かなと思っていますので、そちらに関しては、ちょっと調査を兼ねて接遇改善を図っていきたいと思います。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） 生まれ変わって頑張ってください。

クレームの話は事務局長のほうが大分知っていると思います。かなりクレームが来ていると思います。院長にも伝えていると思いますが、その辺はどうでしょう。

○議長（和田寛司君） 服部総合病院事務局長。

○総合病院事務局長（服部 勤君） クレームはいろいろありますけれども、なかなかはっきり言って、ストレートには極端には言いづらい部分があるので、ちょっと遠回しでしゃべったりしています。というのが現状です。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） まず、そこから改善してください。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（和田寛司君） これをもって「一般質問」を終結いたします。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明15日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時45分 散会

議 事 日 程 第 3 号

平成27年9月15日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第76号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第77号及び議案第78号 (総括質疑、委員会付託)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第76号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第77号及び議案第78号 (総括質疑、委員会付託)

○ 出席議員 17名

議 長	和田 寛 司 君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保 均 君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
8 番	若 宮 佳 一 君	9 番	尾 形 裕 之 君
10 番	松 山 泰 治 君	11 番	川 村 浩 昭 君
12 番	沢 田 良 一 君	13 番	古 田 陸 夫 君
14 番	三 浦 専 治 郎 君	15 番	中 川 原 賢 治 君
16 番	中 里 公 志 郎 君	17 番	柏 田 雅 俊 君
18 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 中川原 光 亮 君 調 査 班 長 櫻 井 篤 史 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町	長	三浦正名君	副町長	鳥谷部禮三郎君
総務課	長	佐々木万悦君	企画振興課長	小村一弘君
税務課	長	金子尚弘君	福祉保健課長	鈴木裕之君
住民課	長	酒井正志君	農林課長	畑山敦夫君
建設課	長	山下淳君	会計管理者	平野泰雄君
総合病院事務局	長	服部勤君		
教育委員会				
委員	長	高村國昭君	教育長	高橋正之君
教育課	長	佐々木啓君		
農業委員会				
会	長	三浦房雄君	事務局長	齊藤武美君
選挙管理委員会				
委員	長	金澤孝吉君		
代表監査委員		中川原美智子君		

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（62） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「報告第2号から報告第4号まで及び議案第71号から議案第76号まで」の9件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

若宮議員。

○8番（若宮佳一君） 議案第74号、一般会計補正予算の歳出、14ページなんですけれども、企画費、負担金・補助及び交付金ということで、子育てアパート等入居費助成事業費補助金360万、これは補正で360万足していると。これ3月議会の時点で240万、26年度予算の3月補正ということで240万上がっていたと思うんですが、これはその延長の事業ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

240万円、3月の補正予算措置いたしておりますが、地方創生の先行型の事業、子育てアパート入居費助成事業費補助金ということで360万円、今回は追加させていただいております。これは若者夫婦の定住状況を26年、そして27年、調査を担当の者が実施しております。それでこの240万の予算では足りないということで、今回追加で15組分追加補正させて要求させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮議員。

○8番（若宮佳一君） ありがとうございました。

今、若者定住支援事業ということの名前が出てきましたですが、この募集の方法といいますか、ケーブルテレビとかホームページに若者定住支援事業とつい先ほどというか、先般8月の後半くらいですかに載っていたと思うんですけれども、それとイコールの事業というこ

とですか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

イコールの事業でございます。ただし、要項のほうは全ての若者の定住、それから移住も網羅した形で要項を制定させていただきました。

この名称につきましては、「子育てアパート等入居費助成」ということでございますけれども、若者の定住を図る一環ということもございます。また他からの移住ということもございましたので、それらを網羅した形で要項を設定させていただきましたので、子育てだけではなく若者夫婦、これから子供を産み出産していただく若い夫婦にも定住していただく、それから移住していただくということで、こういう要項を制定して支援してまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮議員。

○8番（若宮佳一君） 子育て支援の事業ということから若者の定住、移住と幅を広げたという事の事業だということでございますが、募集要項というか概要なんですよね。募集の内容というか制限といいますか。ちょっと子育て世帯を支援するといった影が薄くなり過ぎているような内容かなと思っております。幅広型のはいいんでしょうけれども、この26年度、27年度、一応調査して、26年度は10件分240万上げた。今、27年度は15組分くらいあるだろうと、増えるだろうと。で、360万上げますよというような格好なんです。これは27年4月1日から入居、居住地を定める方ということになっています。26年度の例えば12月とか暮れとか結婚して赤ちゃん産んだと。それで実家から離れて生活しようとした人には対象にならないということなんですか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

補助金の交付要項でございますが、本年度制定したところでございます。

その結果、施行年月日、施行期日というところで、27年の4月1日ということになります。そうしますと、以前に入居された方は一応対象から外れるということになります。何しろ法律上そういうさかのぼってということがちょっとできなかったものですから、この辺が限定されるということになります。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 若宮議員。

○8番（若宮佳一君） 法律上といますか施行のあれだというんですが、6月には三浦町長も選挙戦で子育て支援すると。若い人を支えていくんだということで、そういう期待も受けての事業だと思うんです。4月1日の時点で新しいところに入っていないと対象になりませんと。4月1日の時点で該当する若者夫婦だったらいいような気がするんですけども、何年もさかのぼるというわけにもいかないというのは、それはわかりますよ。その辺のところですね、もう少し丁寧に募集の概要をつくってもらえなかったかなというような感じはしているんです。子育て世帯を支援しますというような歌い文句で広報にも載ったはずですね、5月か6月か。けれども、結局それ以前に独立して結婚して子供持っている夫婦には何の支援もないというのは、ちょっとがっかり感が強いのかなと思いますけれども、その辺はどういうふうに感じますか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当然、若宮議員が申し上げましたとおり、そういうがっかり感というのは出てくるかと思いますが、やむを得ない、やはり法律等、こういう施行期日というのがありますので、その以前の救済ということになりますと、なかなかじゃ、どこから救済するのかと、いろいろと問題が出てくるのかなと思います。ですから、ここも境、この4月1日を基準にしてもやらざるを得ない、じゃ、3カ月前の人たちがやったら、その3カ月前はどうなんだと、いろいろと出てくるかと思いますが、ここの4月1日を基準日といたしまして、これから子育て世代を町として、移住、定住、そして子育て支援をバックアップしていくという意味合いでも、この地方創生が本年度からいよいよスタートしておりますので、その年ということで考えてこういう施行期日ということにいたしておりますので、その辺はご理解をいただければと考えております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮議員。

○8番（若宮佳一君） おっしゃるとおりだと思います。

その若者が、もちろん自治会に協力すると。ボランティアでも協力すると。そして、結婚すると。そして、自治会の山車づくりなんかにも積極的に協力すると。消防団にも協力していると。模範生なわけですよ。ぴよっと移住してきた人にそういう支援じゃなく、模範生にもちよっとう手を差し伸べるような、何かこうちよっと幅の広い要件があってもいいかと

思うんですけれども、その辺はどのように今後考えていくんですか、もう考えませんか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） いろいろとこの要項等の整備制定に当たりまして、最初から100%完成版というのはなかなか難しいものではないのかなと思っております。

地方創生の総合戦略の中におきまして、PDCAサイクル、いわゆる検証して、見直しを毎年行うということでこれから行っていくことになります。

今の御意見をいただきながら、創成本部、そして創成会議の中でもそういう地域からの意見がありましたよということをお話しながら、その辺は、改正できるものは改正しながら子育て支援、それから若者定住を図っていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮議員。

○8番（若宮佳一君） ありがとうございます。

見直すところは見直していくんだということでございますので、やはりそういうことだと思いますよ。英語で何て言うんだっけPS……

（「PDCAサイクルです」と呼ぶ者あり）

○8番（若宮佳一君） そうですね、そのサイクルですね。やはりもう、すぐ見直してもらいたいなと。私はそういう思いでございます。

町長はどう考えていますか。

○議長（和田寛司君） 三浦町長。

○町長（三浦正名君） 若宮議員のおっしゃっていることは十分私も理解できます。ただ制度上そういう何月何日施行と、そういったのが条例とかさまざまあるわけでありまして、子育ての支援につきましては、今、最重要課題、総合戦略、少子化対策でありますので、確かに4月1日はいいけれども、じゃ3月に入った人はどうするんだと言われると、それは「お気の毒ですね」だけではちょっと済まされないような気がいたします。ですから今、課長も言いましたけれども、総合戦略、まだこれから、まず全て決まったわけじゃありませんので、そういう中でどの程度までさかのぼるか、あるいはさかのぼった場合、対象者がどのくらい、何世帯いるのかとか、そういうようなことも調査しながら、何とか救済措置を検討できないかどうか、ちょっと考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（和田寛司君） 若宮議員。

○8番（若宮佳一君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

大久保均議員。

○3番（大久保 均君） 議案第72号の個人情報関係についてちょっとお聞きします。

それと、補正予算の16ページの戸籍住民基本台帳ですか、あのマイナンバー制度なんですけれども、このセキュリティーの問題がどのようになっているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 前回、議員全員協議会でもお話ししましたけれども、セキュリティーの部分ですね、新聞等でもいろいろアンケートでも不安だということが出ております。前に説明しましたけれども、例えば役場は役場の情報、税務署は税務署の情報というふうにサーバーが別になっていて、そのこのところをお互いに必要なところを共有するというか情報交換するというふうになっているんですが、それを悪用というんですか、業者によってはその情報を仕入れる可能性があるのではないかとこのところが最も危惧される場所だと思います。この辺は対策を国のほうでもかなり練っているようでございます。その辺、自治体のほうからも、その辺の不安を取り除くような要望とか、そういうことをしていったら、スタートに向けて進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） 今、総務課長が言ったように、先般の報道機関の新聞等を見ますと、地方自治体の全国のセキュリティー関係がおくれていると。5割以上の自治体はその対策に苦慮しているというふうなことが書かれていました。それについてですけれども、その文面を見ると、人的な問題もあるだろうと。あとその経費ですね、お金もかかると。その対応がおくれているんだと。各自治体から聞き取りしたと思うんですけれども、当町は、その報道関係に対応、言っているような中に入っているのかどうか、万全な状態で実施できるのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） マイナンバー制度につきましては、各部署の担当、住民課、総務課、その他、何回も会議を開いております。県でも開いておりますが、その辺の中でいろいろ質疑というか、されているというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） それであれば、今後、そのセキュリティー対策に対しての予算というか、その対策費用というのはまだ追加で出てくる可能性はあるんですか。その辺、どうなんでしょう。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） この関係については、例えば厚生労働省とか総務省とか、それぞれで費用については補助というか、しているわけでございますけれども、セキュリティーについての補助というか対策、この辺については詳しくは私も聞いておりません。でも、もしサーバーにアクセスしようとするのをとめるための対策というのは練っているというふう感じております。

以上です。

○議長（和田寛司君） 大久保議員。

○3番（大久保 均君） このセキュリティー対策を万全にやってもらいたいと。要するに経費がかかるようですが、やはり充当しなければならないものは充当してやっていただきたいと思えます。それは要望して終わります。

○議長（和田寛司君） 三浦専治郎議員。

○14番（三浦専治郎君） 一般会計の補正予算のことでお伺いします。

12ページ、国庫支出金の中の3目、消防団加入促進モデル事業委託金、これの内容をお願いいたします。

それから19ページ、農林水産業費、6目19節機構集積協力金、これはどこへ出すのか、それからどういうものなのか。

20ページ、商工費、19節の野外音楽祭事業補助金、この内容をお知らせください。

最後に、先ほどの消防費の国庫支出金の関係があるかはわかりませんが、9款の消防費の中の2目の13、14、イベント計画・運用等業務委託料、その下のイベント用資機材、この説明をお願いいたします。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 12ページの国庫支出金の消防団加入促進モデル事業委託金と、それから、21ページの消防費のところは関連しております。具体的には、予定日は10月18日ですけれども、消防団、加入者が少ないということで国で行っているモデル事業でございます。

す。具体的には、災害時の疑似体験みたいなものをするということで、サバイバル in キャンプ小渡平公園という企画をしております。そのサバイバルテントですね、かかるのは例えば家族とかで泊まるテント、小渡平にテントを張って、そこでサバイバルの災害時の体験をするということで、そういう生活をするということ。それから高校生とかも消防団に入っていて一緒に活動するとか、講師もそういう指導できる講師を呼んで行うということでございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） 畑山農林課長。

○農林課長（畑山敦夫君） 一般会計補正19ページの6款1項6目の機構集積協力金460万円、こちらはどこへ出すのか、どういう内容かという御質問です。

これは、農地中間管理事業によって行う農地中間管理機構へ農地を貸して農地中間管理機構から農地を借りる場合に、貸し手及び借り手に協力金を支払う制度があります。

こちら、当初予算では120万を計上しておりましたが、想定以上に機構の利用者がありまして今回補正するものですが、協力金の中でも3種類の協力金がありまして、借り手が受ける協力金、こちら、その地域の全体の農地に対する借りる農地の割合によって金額がありますが、反当2万円から3万6,000円という区分になるわけですが、こちらのところが15件を予定しましてこの部分で150万。

それから、経営転換協力金というものがありまして、これは貸し手のほうに支払う協力金ですが、もう農業をリタイアすると。全部農地を貸してしまうと。それで10年以上ということの貸付条件をいたしますと、0.5ヘクタール以下で30万、0.5から2ヘクタールの間ですと50万、2ヘクタール以上の農地を全部貸してしまつて農業をやめるという方には70万という協力金を支払うことになっております。こちら5戸分を予定しております。250万ということとです。

それから、耕作者集積協力金ということで、2筆以上つながった農地を貸し出すと、そちらの貸し手にまた反当あたり2万円という交付金があります。こちらを60万円ほどということで、460万円の今回の補正要求という内容になっております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） 20ページの19節野外音楽祭開催事業費補助金100万円の御質問に回答いたします。

これは、五戸国際ミュージックフェスティバル実行委員会に補助するものであります。五戸町の新しい文化としてALTの方々が始めました事業でございます。小渡平公園で実施する事業で、そちらのほうに音楽祭ということで補助することにしております。

以上です。

○議長（和田寛司君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

高山浩司議員。

○4番（高山浩司君） 一般会計補正予算の15ページ、区分14の使用料のところ、クラウド利用料とありますけれども、これはどういった内容なのか、御説明をお願いします。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） クラウドの利用料ということでの御質問でございますが、現在、五戸町のサーバーのシステム、コンピューターのシステムは、サーバーが町の施設の中にごございます。これを今回外部の民間委託の業者さんにサーバーを設置して、それを使用するということになってございます。

その内容でございますけれども、これにつきましては、費用を比較検討してございます。従前、今の現行のシステムでいきますと、5年間で1億3,370万円、5年間で現行システムを使った場合、それぐらいの費用がかかります。クラウドに移行した場合、5年間で1億1,920万円という費用になります。差し引き1,450万円の費用効果が節減できると。これに基づきまして、クラウドに移行して今後これを使いたいと。これはあくまでクラウドという外部に全部サーバーが設置されまして、ネットを使ってそちらからデータを引き込むという形になります。これによりまして、故障が発生した場合の対応も迅速にできるということ、そして、費用効果も非常に効果が上がるということで、このクラウドを採用させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） 高山議員。

○4番（高山浩司君） クラウド、最近いろいろデータ管理のことで使っているような感じですが、結構このクラウドを使っていて情報が漏れたとかそういう話も出てきているような感じがするんですけども、そのセキュリティーの関係は大丈夫なのか確認したいと思っております。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） その委託料のところにセキュリティー導入業務等もござい

ます。これは万全を期して、それからマイナンバーもありますので、そちらとタイアップしながら万全を期して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

川村浩昭議員。

○11番（川村浩昭君） 済みません。しつこくて。

議案第74号の一般会計補正のところですか。14ページ。

倉石振興公社の出資金、これ1,000万。単に増資ですか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） 増資ではありませんで、出資金という形で支出したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（和田寛司君） よろしいですか。

川村議員。

○11番（川村浩昭君） これ、この間の一般質問のときには、非常にこれからよくなる、どんどんよくなっていくだろうという見通しがあるということをお答えいただきました。

これ、貸し付けという訳にはいかないんですかね。どうなんでしょう。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） 現在のところ、出資金という形で御理解いただきたいと思えます。町のほうには出資証券という形で公社のほうからいただくことになっておりますので、その辺のところは出資金ということで御理解いただければなと考えております。

○議長（和田寛司君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

尾形裕之議員。

○9番（尾形裕之君） 済みません、お忙しいところ。

12月に一般質問しようと思ったところ、若宮議員のほうから大変すばらしい御意見が出ました。

一般質問を3月にしたと思います。そのときの新井田企画振興課長の当時の答弁が、まさに町長が答えたような内容でございました。再度町長からいただいたわけでございます、

考えていただくと、そういうことであれば12月にしなくてもいいかなと思うんですが、本当に25歳の若者が、夫婦が、3月に子供をもうけたんですよ。その方がもらってないという現実がありますから、本当にどこで線引きするのかという話です。その点をようようお考えいただきたいと思います。

それともう1点が、本当に定住させるのであれば、その空き家対策でもいいですし、五戸町立の住宅ございますね、リフォームした。医師住宅だったり、中古型の20年住んだのとか40年住んだとか考えていかなければなりませんけれども、そのまま払い下げするような考え方をすると、もっとより定住していただけるのではないかなと。その辺も十分にお考えしていただければなと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（和田寛司君） 小村企画振興課長。

○企画振興課長（小村一弘君） 今の尾形議員の御意見等を踏まえまして、この若者定住の支援事業のあり方につきましては、内部でよく検討させていただいて、そういう方々も対象にできるような形で御支援してまいりたいというふうに、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。そして、今の町営住宅の住んだ後、20年後、40年後に払い下げというような形、これはまた我々だけではなかなかできません。担当の建設課等と協議しながら進めてまいりたいと思います。

また空き家対策につきましては、今後いろいろと総合戦略の中で具体的施策の中でもこれから御提示できるかなと思っておりますので、その際にも詳しい内容を御説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○9番（尾形裕之君） まち・ひと・しごとという戦略、やっていらっしゃると思いますが、まだ理念が出ていませんけれども、こういう事業も一環なので、きちっとやっていただきたい。期待していいんですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○9番（尾形裕之君） 不十分だと、また一般質問させていただきますが、よろしく願います。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第71号から議案第76号まで」の6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第71号から議案第76号まで」の6件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第71号から議案第76号まで」の6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第71号から議案第76号まで」の6件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第71号から議案第76号まで」の6件は、原案のとおり可決されました。

○議長（和田寛司君） 日程第2「議案第77号及び議案第78号」の2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第77号 平成26年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について」及び「議案第78号 平成26年度五戸町病院事業会計決算認定について」

て」は、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第77号 平成26年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について」及び「議案第78号 平成26年度五戸町病院事業会計決算認定について」は、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

[議案付託表 巻末掲載]

○議長(和田寛司君) なお、決算特別委員会の委員長の互選についての委員会を開催するため、この席上から口頭をもって決算特別委員会を招集いたします。

本会議散会后、直ちに本会場において開催いたしますから御了承願います。

○議長(和田寛司君) 以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明16日は、午後3時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時40分 散会

議 事 日 程 第 4 号

平成27年9月16日（水曜日）午後3時開議

- 第 1 議案第77号及び議案第78号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第 2 議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 第 3 議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (町長提出)
- 第 4 陳情第3号並びに陳情第7号及び陳情第9号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第 5 議会案第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書案
(若宮佳一議員外5名提出)
- 第 6 議会案第4号 政府による米価対策を求める意見書案
(若宮佳一議員外5名提出)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第77号及び議案第78号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦について (町長提出)
- 日程第 3 議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (町長提出)
- 日程第 4 陳情第3号並びに陳情第7号及び陳情第9号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議会案第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書案
(若宮佳一議員外5名提出)
- 日程第 6 議会案第4号 政府による米価対策を求める意見書案
(若宮佳一議員外5名提出)

○ 出席議員 16名

議 長	和 田 寛 司 君	副 議 長	大 沢 博 君
3 番	大久保 均 君	4 番	高 山 浩 司 君
5 番	根 森 隆 雄 君	6 番	鈴 木 繁 盛 君
8 番	若 宮 佳 一 君	9 番	尾 形 裕 之 君
10 番	松 山 泰 治 君	12 番	沢 田 良 一 君

1 3 番	古 田 陸 夫 君	1 4 番	三 浦 專 治 郎 君
1 5 番	中 川 原 賢 治 君	1 6 番	中 里 公 志 郎 君
1 7 番	柏 田 雅 俊 君	1 8 番	三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 1名

1 1 番 川 村 浩 昭 君

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 中 川 原 光 亮 君 調 査 班 長 櫻 井 篤 史 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 浦 正 名 君	副 町 長	鳥 谷 部 禮 三 郎 君
総 務 課 長	佐 々 木 万 悦 君	企 画 振 興 課 長	小 村 一 弘 君
税 務 課 長	金 子 尚 弘 君	福 祉 保 健 課 長	鈴 木 裕 之 君
住 民 課 長	酒 井 正 志 君	農 林 課 長	畑 山 敦 夫 君
建 設 課 長	山 下 淳 君	会 計 管 理 者	平 野 泰 雄 君
総合病院事務局長	服 部 勤 君		
教 育 委 員 会			
委 員 長	高 村 國 昭 君	教 育 長	高 橋 正 之 君
農 業 委 員 会			
会 長	三 浦 房 雄 君	事 務 局 長	齊 藤 武 美 君
選挙管理委員会			
委 員 長	金 澤 孝 吉 君		
代表監査委員	中 川 原 美 智 子 君		

午後3時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付しておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（62） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「議案第77号及び議案第78号」の2件を一括して議題といたします。

決算特別委員長から、委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算特別委員長、高山浩司議員。

〔決算特別委員長 高山浩司君 登壇〕

○決算特別委員長（高山浩司君） 決算特別委員会に付託されました「議案第77号及び議案第78号」について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

審査の経過については、議員全員の構成による本委員会ですので、御承知のとおりでありまして、その結果は、お手元に配付されております「審査報告書」のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

〔決算特別委員長 高山浩司君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第77号及び議案第78号」の2件を一括して採決いたします。

「議案第77号及び議案第78号」の2件に対する委員長の報告は、それぞれ認定であります。お諮りいたします。

「議案第77号及び議案第78号」は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第77号及び議案第78号」は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(和田寛司君) 日程第2「議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第79号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第79号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 討論なしと認めます。

これより「議案第79号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第79号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第79号」は、これに同意することに決定しました。

○議長(和田寛司君) 日程第3「議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第80号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第80号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第80号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第80号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第80号」は、これに同意することに決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第4「陳情第3号並びに陳情第7号及び陳情第9号」の3件を一括議題といたします。

初めに、総務常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員長、大久保均議員。

〔総務常任委員長 大久保 均君 登壇〕

○総務常任委員長（大久保 均君） 陳情審査報告。

総務常任委員会が平成27年6月18日付で付託を受けました「陳情第3号 労働基準法及び労働者派遣法「改正」に反対する意見書採択の陳情」、平成27年9月10日付で付託を受けました「陳情第7号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書採択の陳情」について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

陳情第3号については、特別に申し上げることもなく、その結果については、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、慎重に審査しましたが、願意に沿いがたいとの意見が多く、本委員会では不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号についても、特別に申し上げることもなく、その結果については、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、陳情第7号は採決すべきものと決定いたしました。

なお、採決するものと決定しました「陳情第7号」につきましては、陳情の趣旨により、議会案をもって意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣及び内閣官房長官に提出することに意見が一致しました。

以上、御報告申し上げます。

〔総務常任委員長 大久保 均君 降壇〕

〔陳情審査報告書 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 次に、経済常任委員長、沢田良一議員。

〔経済常任委員長 沢田良一君 登壇〕

○経済常任委員長（沢田良一君） 経済常任委員会に付託されました「陳情第9号 米価暴落対策の意見書を求める陳情」につきまして、審査の結果と経過を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されてあります「委員会審査報告書」のとおりでありまして、陳情第9号は採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきものと決定いたしました「陳情第9号」につきましては、陳情の趣旨により、議会案をもって意見書を衆議院議長及び参議院議長に提出することに意見が一致いたしました。

以上、御報告を終わります。

〔経済常任委員長 沢田良一君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） これより、ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

尾形裕之議員。

○9番（尾形裕之君） 陳情の第7号、外国人扶養控除制度の見直しを求める意見書採択を求める陳情なんですけれども、精査したというお話を伺ったんですけれども、委員会のほうでは会計監査員の調査という現物をごらんになったのでしょうか。

それから、結論といたしまして、国外扶養親族の原則廃止とありますが、原則廃止なんですけれども、いい例はどういうものを認めるものなのかと、それから扶養控除制度の抜本的なというのは、どこら辺まで抜本的とおっしゃっているのか、その辺精査した点、疑問があった点を報告いただければと思います。

○議長（和田寛司君） 暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時21分 開議

○議長（和田寛司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「陳情第3号並びに陳情第7号及び陳情第9号」の3件を区分して採決いたします。

最初に、「陳情第7号及び陳情第9号」に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

「陳情第7号及び陳情第9号」は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、「陳情第3号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

お諮りいたします。

「陳情第3号 労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書採択の陳情」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立する者なし）

○議長（和田寛司君） 起立なしです。

よって、「陳情第3号」は否決されました。

○議長（和田寛司君） 日程第5「議会案第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書案」を議題といたします。

提案者を代表して、大久保均議員から提案理由の説明を求めます。

大久保均議員。

〔3番 大久保 均君 登壇〕

○3番（大久保 均君） ただいま議題となりました「議会案第3号」について、提案理由の

説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書の案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

案文を朗読いたします。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別で見ると、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いために扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、或いはは実態としては不可能な現状にも関わらず認定がなされているという現状があります。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに、非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかける

だけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に、国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月16日

五戸町議会

[3番 大久保 均君 降壇]

○議長（和田寛司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議会案第3号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第3号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議会案第3号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第3号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第3号」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました「議会案第3号」の意見書の提出については、私に一任願いたい

と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(和田寛司君) 異議なしと認めます。

○議長(和田寛司君) 日程第6「議会案第4号 政府による米価対策を求める意見書案」を議題といたします。

提案者を代表して、根森隆雄議員から提案理由の説明を求めます。

根森隆雄議員。

[5番 根森隆雄君 登壇]

○5番(根森隆雄君) ただいま議題となりました「議会案第4号」について、提案理由の説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

政府による米価対策を求める意見書

5月まで下がり続けた2014年産米の相対価格は、6月に若干上がったものの、農家手取りは1俵8,000円代の水準で、労賃はもとより、物財費さえ、確保できない価格です。

その原因は、6月末の民間在庫が、230万トンと昨年よりも10万トンも多いなど、過剰基調にあることは明らかです。

そして、2015年産の早場米の、JA概算金は昨年より300円から1,200円の値上げにとどまっています。

こんな価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営農家や、集落営農組織などの担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか、借地の返却と離農が同時に進むことになりかねません。しかも、政府が「米直接支払交付金」を半減し、「米価変動補てん交付金」を廃止したために、稲作農家に二重、三重の経営困難をもたらしています。

そして、重大なのは、現状のまま推移すれば、昨秋の二の舞に、なりかねない状況にあることです。

政府は、多くの農家や関係者の、米価対策を求める世論に押されて、融資やコスト削減へ

の助成などを、打ち出しましたが、需要については「市場任せ」を公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいます。

さらに、政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格は一層不安定なものに、なろうとしています。

こうした状況の中で、国内では主食用米から40万トンをエサ米に転換し、需要の安定に努力していますが、TPP交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入枠が合意されているとの報道もあり、事実とすれば米価暴落による、将来不安を抱える、国内生産者を愚弄するものと、言わざるを得ません。

いまこそ、政府が過剰米の市場隔離を官民あげて実施し、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立するとともに、「米直接支払交付金」の半減措置と「米価変動補てん交付金」の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ること、また、2018年産米からの、生産調整廃止方針の撤回、TPP交渉の日米協議における、米国産米の特別輸入枠の合意を直ちに撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月16日

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 山崎正昭殿

青森県五戸町議会

以上であります。

〔5番 根森隆雄君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議会案第4号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議会議案第4号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議会議案第4号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議会議案第4号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議会議案第4号」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました「議会議案第4号」の意見書の提出については、私に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定しました。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

町長から御挨拶があります。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 五戸町議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提出いたしました平成26年度一般会計・特別会計の決算認定を初めとする諸議案につきまして、慎重なる御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、今月10日から11日にかけて茨城県、栃木県、宮城県等を襲った集中豪雨により、大

きな災害が発生いたしました。犠牲となった方々には心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にはお見舞いを申し上げます。

16年前の10月28日、五戸町でも集中豪雨があり、大災害となり、犠牲者も1名出していました。ですから、今回の災害は、私にとって他人事とは思えない気持ちであります。その16年前であります。復旧のため国に要望活動に行ったとき、担当者から「これは百年に一度の大雨ですね」と言われました。地球温暖化の影響でしょうか、最近、毎年のように大災害が全国で発生している現実を見れば、百年に一度どころか、五戸町でもいつ同じような災害が起きてもお不思議ではないと思えてなりません。

今後、五戸町でも災害が予想される場合は、早目早目の迅速な対応をとってまいりたいと考えております。議員の皆様方にも、御理解をよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これをもって第33回定例会を閉会いたします。

午後3時37分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 和田 寛 司

会議録署名議員 若 宮 佳 一

会議録署名議員 尾 形 裕 之

会議録署名議員 松 山 泰 治

第32回臨時会閉会（8月4日）以後の諸般の報告（60）

1 8月4日議長は、同日招集の第32回臨時会の付議事件を全部議了し即日閉会した旨、町長及び教育委員会委員長に通知した。

1 8月4日議長は、第32回臨時会の会議の結果を地方自治法第123条第4項の規定により町長に報告した。

1 8月25日議長は、町長から依頼のあった議員全員協議会の開催を、次のとおり各議員に通知した。

日 時 平成27年8月28日（金） 午前10時

場 所 五戸町役場 第1・第2委員会室

- 案 件
- 1 マイナンバー制度について
 - 2 地方創生五戸町人口ビジョンについて
 - 3 地方創生先行型上乗せ交付金について
 - 4 株式会社倉石地域振興公社の増資について

1 8月25日町長から、五戸町議会第33回定例会を来たる9月10日に五戸町役場議場に招集した旨の通知書を受理したので、議長は即日これの参集を各議員に通知した。

1 8月25日議長は、第33回定例会において会議規則第61条の規定による一般質問を許可する予定につき、質問事項があれば9月1日午後5時までに通告されるよう各議員に通知した。

1 8月25日議会運営委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成27年9月2日（水） 午前10時

場 所 五戸町役場 3階会議室

- 事 件
- (1) 第33回定例会の会期日程について
 - (2) 提出議案の取扱いについて
 - (3) 一般質問について
 - (4) 決算特別委員長及び副委員長の内定について
 - (5) その他

1 8月28日監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により次の報告書が提出されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

例月出納検査について（7月分）

1 議員派遣の報告について

8月28日町村議会広報研修会に出席した議員から、次のとおり議長に報告があった。

日 時 平成27年8月27日（木） 午後1時

場 所 ウェディングプラザアラスカ

報告概要 講師

広報・編集コンサルタント 芳野 政明 氏

研修内容

「議会広報の作り方」では、「議会報の基本と編集技術」と題して講演が行われた。

「議会広報のクリニック」では、議会広報を単独発行している町村のうち各郡からそれぞれ1町村の議会広報を使用し、良い点や改善したほうがよい点の説明がされた。

出席議員 根森隆雄、高山浩司、若宮佳一、三浦俊哉

- 1 9月2日町長から、第33回定例会に付議する次の事件が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

報告第 2号 平成26年度青森県新産業都市建設事業団の決算について

報告第 3号 平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

報告第 4号 平成26年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について

議案第71号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

議案第72号 五戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第73号 五戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第74号 平成27年度五戸町一般会計補正予算（第3号）

議案第75号 平成27年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度五戸町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成26年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成26年度五戸町病院事業会計決算認定について

- 1 9月2日議長は、地方自治法第121条の規定により第33回定例会に出席するよう、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長及び代表監査委員に要求するとともに、その委任または囑託を受けた者の職氏名を速やかに通知くださるよう依頼した。
- 1 9月2日町長、教育委員会委員長及び農業委員会会長から、第33回定例会における説明

のため委任した者の職氏名は次のとおりである旨の通知書を受理した。

副町長 鳥谷部 禮三郎 総務課長 佐々木 万悦
 企画振興課長 小村 一弘 税務課長 金子 尚弘
 福祉保健課長 鈴木 裕之 住民課長 酒井 正志
 農林課長 畑山 敦夫 建設課長 山下 淳
 会計管理者 平野 泰雄 総合病院長 蝦名 宣男
 総合病院事務局長 服部 勤
 教育委員会
 教育長 高橋 正之 教育課長 佐々木 啓
 農業委員会
 事務局長 齊藤 武美

1 9月2日議長は、9月1日までに通告された第33回定例会における次の一般質問を町長に通知した。

質問者	質問方式	質問事項
根森隆雄	一括	1. ひとり親児童・生徒への援助について 2. 農業振興について
川村浩昭	一問一答	株式会社倉石地域振興公社について
高山浩司	一問一答	1. 農業政策について 2. 中学校の部活動について
尾形裕之	一問一答	1. 物品入札指名審査会について 2. 委託バスとコミュニティバスについて 3. 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律について

質 問 者	質問方式	質 問 事 項
		4. 五戸総合病院の改善について

- 1 9月2日総務、経済及び民生常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

総務常任委員会

日 時 平成27年9月10日（木）本会議散会后

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 (1) 陳情審査（継続審査）

陳情第3号 労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書採択の陳情

陳情第6号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書採択の陳情

(2) 陳情審査（予定）

陳情第7号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

(3) 所管事務調査について

経済常任委員会

日 時 平成27年9月10日（木）本会議散会后

場 所 五戸町役場 議会図書室

事 件 (1) 陳情審査（継続審査）

陳情第4号 TPP交渉に関する陳情

(2) 陳情審査（予定）

陳情第8号 TPP日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める陳情

陳情第9号 米価暴落対策の意見書を求める陳情

(3) 所管事務調査について

民生常任委員会

日 時 平成27年9月10日（木）本会議散会后

場 所 五戸町役場 第3委員会室

事 件 所管事務調査について

- 1 9月7日町長から、第33回定例会における説明のため委任した者の職氏名を次のとおり変更した旨の通知書を受理した。

(1) 変更者の職氏名

変更前 総務課長 佐々木 万 悦

変更後 総務課長補佐 手倉森 崇

(2) 変更する期日

平成27年9月10日

平成27年9月10日以後の諸般の報告（61）

- 1 9月10日議長は、同日招集の「第33回定例会会期日程」を次のように定めた旨、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長及び代表監査委員に通知した。

五戸町議会第33回定例会会期日程		会期7日間		
月 日	曜	種 別	内 容	開議時刻
9月10日	木	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案一括上程、町長提案理由の説明 陳情の委員会付託	午前10時
		常 任 委 員 会	所管事務調査 陳情審査（総務・経済常任委員会）	本 会 議 散 会 後
9月11日	金	休 会		
9月12日	土	休 会		
9月13日	日	休 会		
9月14日	月	本 会 議	一般質問	午前10時
9月15日	火	本 会 議	決算以外議案の質疑、委員会付託省略、 討論、採決 決算議案の総括質疑、決算特別委員会 設置、決算特別委員会付託	午前10時
		決算特別委員会	正・副委員長互選	本 会 議 散 会 後
9月16日	水	決算特別委員会	決算審査	午前10時
		本 会 議	委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案提出、質疑、委員会付託省略、 討論、採決 （議会案提出、質疑、委員会付託省略、 討論、採決） 閉会	午 後 3 時

- 1 9月10日総務常任委員長から、次の報告書が提出された。

陳情審査報告書

- 1 9月10日経済常任委員長から、次の報告書が提出された。

陳情審査報告書

- 1 9月10日議会運営委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成27年9月14日（月） 本会議散会后

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 議会案の取り扱いについて

- 1 9月10日広報常任委員長から、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日 時 平成27年9月15日（火） 決算特別委員会散会后

場 所 五戸町役場 3階会議室

事 件 議会広報 第17号の編集について

議 案 付 託 表		
付 託 委 員 会	議 案 番 号	件 名
決算特別委員会	第 7 7 号	平成 2 6 年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について
	第 7 8 号	平成 2 6 年度五戸町病院事業会計決算認定について

陳 情 文 書 表				
受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
7	平成27年 8月17日	外国人の扶養控除制度の見直しを 求める意見書の採択を求める陳情	福岡県行橋市今井3713- 1 陳情者 小坪 慎也	総務常任 委員会
8	平成27年 8月27日	T P P 日米協議の合意内容を明らか にし、国会決議に違反する合意の 撤回を求める陳情	青森市大野字若宮165- 19 青森県農民運動連合会 代表者 森 淳一	経済常任 委員会
9	平成27年 8月27日	米価暴落対策の意見書を求める陳 情	青森市大野字若宮165- 19 青森県農民運動連合会 代表者 森 淳一	経済常任 委員会

平成27年9月10日

五戸町議会議長 和田寛司様

総務常任委員長 大久保均

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	委員会の意見	審査結果	措置
3	平成27年5月18日	労働基準法及び労働者派遣法「改正」に反対する意見書採択の陳情	青森市大野字若宮165-19 青森県労働組合総連合 議長 奥村 榮	願意に沿い難い	不採択	
7	平成27年8月27日	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書採択を求める陳情	福岡県行橋市今井3713-1 小坪 慎也	願意妥当	採 択	

平成27年9月10日

五戸町議会議長 和田寛司様

経済常任委員長 沢田良一

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	委員会の意見	審査結果	措置
9	平成27年8月27日	米価暴落対策の意見書を求める陳情	青森市大野字若宮 165-19 青森県農民運動連 合会 森 淳一	願意妥当	採 択	

平成27年9月14日以後の諸般の報告（62）

- 1 9月15日議長は、本定例会の議決を経た次の条例及び予算を地方自治法第16条第1項及び第219条第1項の規定により町長へ送付した。

議案第72号 五戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第73号 五戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第74号 平成27年度五戸町一般会計補正予算（第3号）

議案第75号 平成27年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度五戸町病院事業会計補正予算（第1号）

- 1 9月15日決算特別委員長から、同日の本委員会で委員長及び副委員長の互選を行なった結果、次のとおり当選した旨の通知書を受理した。

決算特別委員長 高山浩司

決算特別副委員長 松山泰治

- 1 9月15日決算特別委員長から、同日の本会議で付託された事件を審査するため、次のとおり委員会を招集した旨の通知書を受理した。

日時 平成27年9月16日（水） 午前10時

場所 五戸町役場 議場

- 1 9月16日町長から、追加議案が送付されたので、議長は即日これを各議員に配付した。

議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第80号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 1 9月16日決算特別委員長から、次の報告書が提出された。

委員会審査報告書

- 1 9月16日総務、経済常任委員長から、次の申出書がそれぞれ提出された。

閉会中の継続審査申出書

平成27年9月16日

五戸町議会議長 和田寛司様

決算特別委員長 高山浩司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第77号	平成26年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について	次の意見を つけ認定	措置妥当
議案第78号	平成26年度五戸町病院事業会計決算認定 について	〃	〃

意見

- 1 違法と認める事項 なし
- 2 不当と認める事項 なし
- 3 特に留意すべき事項 なし
- 4 監査委員の監査意見に対する意見 なし
- 5 その他 なし

平成27年9月16日

五戸町議会議長 和田寛司 様

総務常任委員長 大久保 均

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

- 1 事 件 陳情第6号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書採択の陳情
- 2 理 由 なお慎重に審査する必要があるため

平成27年9月16日

五戸町議会議長 和田寛司 様

経済常任委員長 沢田良一

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

- 1 事 件 陳情第4号 TPP交渉に関する陳情
陳情第8号 TPP日米協定の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める陳情
- 2 理 由 なお慎重に審査する必要があるため

